

参議院外務委員会會議録第八号

平成八年四月二十六日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十八日

辞任

笠井

亮君

補欠選任

立木

洋君

四月二十五日

辞任

畑

恵君

補欠選任

岩瀬

良三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

木庭健太郎君

笠原 潤二君

野沢 太三君

寺澤 芳男君

川橋 幸子君

委員

岩崎 純三君

大木 浩君

武見 敬三君

成瀬 守重君

宮澤 弘君

岩瀬 良三君

田村 秀昭君

高野 博師君

照屋 寛徳君

立木 洋君

武田邦太郎君

椎名 素夫君

佐藤 道夫君

矢田部 理君

國務大臣

外務大臣

池田 行彦君

政府委員

警察庁交通局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁施設部長

外務大臣官房長

外務省総合外交政策局長

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省条約局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

防衛庁長官官房防衛審議官

兼防衛局防衛政策課長

大蔵省関税局監視課長

大蔵省銀行局銀行課長

農林水産省畜産局家畜生産課長

運輸省自動車交通局長

管理課長

田中 節夫君

諸富 増夫君

大野 琢也君

小澤 毅君

原口 幸市君

川島 裕君

加藤 良三君

折田 正樹君

林 陽君

大島 弘輔君

守屋 武昌君

友利 文男君

村木 利雄君

信國 卓史君

影山 幹雄君

本日の會議に付した案件

○外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木庭健太郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、畑恵君が委員を辞任され、その補欠として岩瀬良三君が選任されました。

○委員長(木庭健太郎君) 外務公務員法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○笠原潤一君 自民党の笠原潤一であります。外務公務員法の一部を改正する法律案につきましては賛成をいたします。

お聞きをいたしますと、現在百六十名おられるそうであるが、ほとんど日本国籍を有しておられるということであり、また申請中の方もおられるということでもあります。これは私もどうも運きに失しておるんじゃないかと思っておりますから、この点については大賛成をいたします。

それではお尋ねしたいと思います。この四月に入って本当にもう慌ただしいというか、一年をこの一月で集約するといいますが、そういう大変多忙をきわめた、また日本にとっても非常に大きな意義のあった月だと思っております。

まず第一番にお聞きしたいと思います。クリントン大統領がお見えになりました日米首脳会談が開かれたわけです。それに先立ってクリントン大統領は韓国へお見えになりました。済州島で金泳三大統領と会談を行われました。その中において、特に2プラス2、米国それから中国、韓国、北朝鮮の四者会談、これを実現すべくお互いに合意に達したということでもあります。この点についてまず外務大臣にお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま笠原委員御指摘のとおり、先般東京で行われました日米首脳会談、それに先立ちましてクリントン大統領は済州島を訪問されました。金泳三韓国大統領との間で会談を持たれたわけですが、その会談に

おきましていわゆる四者会合というものが両大統領から提起をされた、こういうことがございました。

我が国は、直ちに橋本総理がこの四者会合の提案を支持すると、こういうことを表明されたわけでございますが、北朝鮮の状況はあのようになっております。永続的な平和の仕組みがまだできていないわけでございますし、ましてや先ごろから大変緊張が高まっていったわけでございますから、何とか早くこの四者会合が開かれ、あの地域の安定への道が開けることを我が国としても強く期待しておるところでございます。

○笠原潤一君 2プラス2、それは結構ですけれども、どうして日本が入らなかったのか、非常に疑問に思っています。その点についてコメントがあったならばお聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(池田行彦君) 御承知のとおり、これは朝鮮半島問題全般について協議をしようという話でございます。専ら和平、いわば休戦協定からそれを平和協定へ持っていくという、そういうプロセスをどうするかという関係で提唱されたものと承知しております。そうなりますと、朝鮮戦争の当事者ということになりますと、これはやはり今回想定されております四者というものが妥当であると思えます。もとより、我が国といったしまして、何かそういった和平プロセスに資することがあるならば、そういう役割が求められるならば、それをやらなくちゃいけないと思っておりますが、とりあえずはこの四者での話し合いを見守りたいと思っております。

○笠原潤一君 わかりました。

朝鮮戦争のときにつきましては、当時、例の田中山口県知事のおあいり問題等もいろいろあって、非常に緊迫した状況でありました。日本に

とては本当に一衣帯水の仲ですから、そういう点でいえば、本来的には日本が果たす役割とか、協力すべき役割というのは非常に大きいと思つたものですから、その点をちょっとお聞きしたかったわけでありまして、その点は了解いたします。

それから、今一番大きな問題は極東有事の問題です。これにつきましては、特に朝鮮半島、台湾海峡をめぐって当面どう対応をするかということですね。

聞くとところによると、有事に対して法制化をしたい、有事法制に踏み込んでいきたいということを検討されておられるということでありまして、特に、クリントン大統領と橋本総理大臣との間に行われました日米安全保障共同宣言を踏まえまして、先ほど申しました朝鮮半島、台湾海峡、これに対する大変な危機もあるわけですから、そのことについての検討を固められたことにつきましてお尋ねをしたいと思ひます。

特に検討課題として一番問題になっているのは、有事の場合の邦人の救出です。それから、恐らくまた難民が当然出てくるでしょう。相当大量の難民をどう受け入れるかというような受け入れ体制の整備の問題。それに対して、御承知のように一九九四年十一月に自衛隊法の改正があつて自衛隊機を使うことが可能になったわけですね。自衛隊機の使用はもちろんそれは重要であります。しかし大量の難民とかいふようなことがありますが、自衛隊機とか航空機だけではとても大変なことになります。在留邦人は韓国、台湾を見てももう相当な数ですから、一挙にこれを引き揚げさせるということになれば、飛行機では限界がありますから、そういう点で自衛隊機を利用したいということでありまして、現行法ではこれはできないということでありまして、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず、自衛隊機の利用が果たして行われるか。当然自衛隊法の改正もまた議題になってくるでしょう。その点について防衛庁にお尋ねしたいんです。

が、いいんですか。それでは、その問題は後にします。

先は今の段階では議論をするつもりはない、こういうことは申し上げなくちゃいけないと思ひます。

それから、これは外務省も関係がありますけれども、集団的自衛権それから個別的自衛権の問題です。

さて、そういうことを前提といたしまして、我が国が国際法上集団的自衛権を含めまして自衛権を有することは、これは当然のことでございます。しかしながら、我が国が憲法上行使を許される自衛権というのは一体どういうものかと、こういうことにつきまして、憲法第九条その他から考えまして、個別的自衛権の範囲である、集団的自衛権は持つてはいるけれどもその行使は憲法の認めないところであるというのが従来からの歴代の政府の見解でございます。

これももう今大変な議論の最中ですね。橋本総理は集団的自衛権じゃなくて個別的自衛権と、こういうふうな言つておられますが、国連憲章すなわち国際慣習法というものが一体どう位置するか。日本国憲法との整合性がありますから、憲法を遵守することは大変大切なことですけれども、しかしこれは欧州の場合を見ればわかるように、いかにすればいいワイマール憲法といえども踏み入れられてしまつたら大変なことですから、そういう点でいいますと当然個別的自衛権といふか集团的自衛権、そういう問題に立ち入ってくると思ひます。

そして、実は最近におきましては、昨年の十一月の末にいわゆる防衛計画の大綱を十九年ぶりに見直した際に、現在の政府・与党三党の間でいろいろ話をいたしまして、それを踏まえて官房長官談話で集団的自衛権等に関する従来の見解はこれは変えないということをはっきり宣言いたしました。そして現在の橋本内閣におきましてはそれを継承している、こういうことでございます。

これはタブー視しておりますけれども、このタブーを破らなかならぬ時代も早晩というか、あるいはすぐ来るかも知れません。それはもう御承知のように、中台のあの紛争を見ても、先般のときも外務大臣はそういう予測は不可能だということでしたけれども、当時、ミサイルをもし我が国に撃ち込まれた場合あるいは我が国の艦船に撃ち込まれた場合、ではどうするかということもあつたでしょう。しかし、不測の事態というものが起きないとは絶対否定できないわけですね。そういう問題もありますし、御承知のように有事に備えてどういたすかという、これは本当に重大な問題でありますので、その点、外務大臣にひとつお聞きをしたいと思ひます。

問題は、いわゆる日米物品役務相互提供協定を結ばれるということに相なるわけでありまして、平時の場合は後方支援というようになことでそれは一応いいわけですが、例えば緊急有事の場合にこの同じ物品の同じ額、役務を履行するため、平時の場合はいくらでも有事のときはどうなるかといふ、有事は知りませんよ、平時だけですと、これで果たして通るのかどうかということとを大変に憂慮しておるわけですが、この日米物品役務相互提供協定に絡んで、その点を外務大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

これはタブー視しておりますけれども、このタブーを破らなかならぬ時代も早晩というか、あるいはすぐ来るかも知れません。それはもう御承知のように、中台のあの紛争を見ても、先般のときも外務大臣はそういう予測は不可能だということでしたけれども、当時、ミサイルをもし我が国に撃ち込まれた場合あるいは我が国の艦船に撃ち込まれた場合、ではどうするかということもあつたでしょう。しかし、不測の事態というものが起きないとは絶対否定できないわけですね。そういう問題もありますし、御承知のように有事に備えてどういたすかという、これは本当に重大な問題でありますので、その点、外務大臣にひとつお聞きをしたいと思ひます。

問題は、いわゆる日米物品役務相互提供協定を結ばれるということに相なるわけでありまして、平時の場合は後方支援というようになことでそれは一応いいわけですが、例えば緊急有事の場合にこの同じ物品の同じ額、役務を履行するため、平時の場合はいくらでも有事のときはどうなるかといふ、有事は知りませんよ、平時だけですと、これで果たして通るのかどうかということとを大変に憂慮しておるわけですが、この日米物品役務相互提供協定に絡んで、その点を外務大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

問題は、いわゆる日米物品役務相互提供協定を結ばれるということに相なるわけでありまして、平時の場合は後方支援というようになことでそれは一応いいわけですが、例えば緊急有事の場合にこの同じ物品の同じ額、役務を履行するため、平時の場合はいくらでも有事のときはどうなるかといふ、有事は知りませんよ、平時だけですと、これで果たして通るのかどうかということとを大変に憂慮しておるわけですが、この日米物品役務相互提供協定に絡んで、その点を外務大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

問題は、いわゆる日米物品役務相互提供協定を結ばれるということに相なるわけでありまして、平時の場合は後方支援というようになことでそれは一応いいわけですが、例えば緊急有事の場合にこの同じ物品の同じ額、役務を履行するため、平時の場合はいくらでも有事のときはどうなるかといふ、有事は知りませんよ、平時だけですと、これで果たして通るのかどうかということとを大変に憂慮しておるわけですが、この日米物品役務相互提供協定に絡んで、その点を外務大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

品役務相互提供協定に絡んで、その点を外務大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(池田行彦君) 今回御提案しようとしておりますいわゆるACSAでございますが、これは平時、有事という角度からとらえるというよりも、要するに共同訓練の際にどうするかということ、それからあとはいわゆるPKO、それから人道面からする国際的な緊急援助でございますね、そういうときに物資あるいはサービスを相互融通しよう、そういう枠組みになっておるわけでございます。そういったことになると、これは基本的にはいわゆる平時のときかなと、こういうことは言えると思ひますけれども、あくまでもこれは今言つたような共同訓練、PKO、人道援助と、そういうふうな角度からとらえておるところでございます。

もとより、先ほどからおっしゃつております憲法あるいは集団的自衛権の関係はどうかと言われれば、今回決まりましたACSAでその対象としておる分野がこれがぎりぎり認められるところであつて、ほかは全部だめなんだというふうには我々は考えておりません、まだできることはあるんだと思ひます。しかしながら、私もこれはまだいろいろ日米間で話している中で、米軍がNATO諸国との間で持つていた物資融通の仕組み、そういったものを日本との間でも今申しました共同訓練等の分野についてつくつたらどうだろうかといふことで双方から話が出てまいり、そうして今回それが合意いたしました、こういうことでございます。

○笠原潤一君 そういったしますと、きのう防衛事務次官が国会で答弁されたのは、有事、平時ということではないというお答えが出てきたわけですが、これに対して外務大臣の考え方も大体防衛事務次官と同じような考えですか。

○国務大臣(池田行彦君) 防衛事務次官の記者会見だと思ひますけれども、私は詳細見ておりませんけれども、これは政府の中では相談をしながら進めてきておりますので、同じことを申し上げて

○国務大臣(池田行彦君) 防衛事務次官の記者会見だと思ひますけれども、私は詳細見ておりませんけれども、これは政府の中では相談をしながら進めてきておりますので、同じことを申し上げて

いるんだと思います。

○笠原潤一君 では、それはそれで外務大臣の見解を尊重いたしておきます。

それから大和銀行の事件ですが、実を言いますとこれが発端で住専問題処理で大変大きな問題になったわけですね。大和銀行の問題というのは、日本の金融界に対する外国の大変な不信といえます。それがとりもなおさず今度は日本の金融不安と日本の金融に対する信頼を著しく落としたわけですね。今後再びこういうことが出ないように私どもはしなきゃならぬと思っています。

実はことしの一月十四日からアメリカへ行きまして、レービン・ニューヨーク銀行局長とお会いしたわけですね。そのときに、住専の問題もありましたし、金融の処理の問題もあって、いろいろとお尋ねをしました。

要は、どうして大和銀行がアメリカから追放されなきゃならなかったかというのは、大和銀行がニューヨークにおいて商業活動、経済活動をいろいろやっていただくとは大変ありがたい、それはもう当然何百人か何千人かの雇用がふえてくるし、同時に非常に大きな影響がありますからアメリカにとっても好ましいけれども、あの事件が起こって、そのまま内部で包み隠した。さらに、大蔵省に報告しておいたにもかかわらず、それが我が方に全然通告されなかった。まことに秘密裏にやっています。そういう秘密的なことを許していいか。結果的にあれを見逃してしまおうとアメリカの秩序というものは崩れてしまおうと。

それはそうでしょう。アメリカ人というのは、メーフラワーに乗ってやってきて、お互いにコミュニティをつくってみんな生きてきたわけですから、そういう多様な民族が集まって一つの共同社会をつくってやってきたわけですから、そういう中でそういうことがあると根本的にアメリカの民主主義が破壊されてしまうということですね。ベアリングス社も時を同じくしてやっていたわけですね。イギリスがとったこのベアリングス

社の事件に対する態度と日本の態度は大分違っておった、こういうことが非常に大きな不信の原因にもなったわけですね。

そこでお尋ねしますが、大和銀行の問題でなく、ニューヨークの長銀の問題もあったでしょう。それで、この大和銀行のみならず海外で金融活動をやっている、例えばニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコは言うに及ばずロンドンからずっと、シンガポールもそうですけれども、日本の金融というのは世界じゅうあれしているわけですね。非常に日本は金融大国ですから、いわば金融国家と言ってもいいでしょう。

そういう問題があちこちで起きたときに、日本の経済そのものが大打撃を受けるわけですから、そういうことに対するモラルの問題というのか、そういうものをもっと徹底しなきゃならぬと思うんです。ややもすると、この二十年近い間、日本の、特に経済界もそうだし、我々政治の世界もそうと言っては失礼かも知れませんが、いろいろなところからモラルというものの対する認識が非常に大きく変わってきたと思うんです。

だからこそ、こういう住専問題、ノンバンク、いろいろな問題が起きてくるし、もうありとあらゆる、これは何もそればかりじゃありません、報道だって、マスコミだっておかしいし、宗教界だってオウムに限らずいろいろな問題が起きてきている。こんなモラルの低下というものが蔓延している。しかし、それは海外では許されぬことなんです。すよ、もちろん日本でも許されぬことなんです。

それに対して大蔵省は、こういう海外で活動する金融機関、結果的には在外の支店はみんなそれなりの株式会社にして一応はその国に從属するよいうな体制をとっておられますけれども、しかし実質は海外支店の管理監督、特に金融は大蔵省がやっていたらいいから、そういうことに対する一つの反省とか、そういうものがあつたらお聞かせをいただきたいと思っています。

○説明員(村木利雄君) 御説明申し上げます。

私ども、従来から金融機関に対してまして、厳正な内部事務管理体制の確立によりまして不祥事件の未然防止に最大限の努力を払うようにと、そういう必要があるという旨の通達を發出しておいたわけでございますが、御指摘の大和銀行事件につきましては、いわば管理体制の基本が守られておらなかった、またその後の事件の処理についていろいろな不適切なことがあつた、こういうことで先生御指摘のように米金融当局から極めて厳しい措置を受けるに至つたということとはまことに遺憾でございます。

また、通報につきましても、私どもは従来の金融機関の不祥事件の処理のルールに沿って基本的にはやってきたつもりでございますけれども、相手国、特にアメリカで起こつた事件だということをもっと踏まえて適切な対処をする必要があつたのではないかと。その点については若干反省しておるところでございます。

先生の御指摘のように、大和銀行事件に関連しまして、我が国の銀行の海外拠点に対する監督のあり方につきましてもさまざまな議論や批判があつたわけでございます。これを十分に踏まえまして、大蔵省としては昨年末に四つの柱から成る基本的な考え方を取りまとめました。

一つは、金融機関のリスク管理体制、内部管理体制の充実。当然でございます。それから、これは金融三法等の中に盛り込んでこれから御審議をお願いしようとしていたわけでございますけれども、金融行政手法の抜本的見直しということで早期是正措置といったようなものを論議させていた

直しというところでございます。最後は、外国金融当局との一層緊密な情報交換の促進といったようなことを柱といたします。報告書を取りまとめまして、現在この報告書の一つ一つにつきまして所要の手当てを講ずるべく検討を進めていると、こういうところでございます。

○笠原潤一君 特にその点を重要視していただきたいと思ひます。大和銀行事件があつて、その後長銀の問題も起きましたからね。

私は、このデリバティブですか、金融派生商品の世界的な潮流の中で、それはもう大変なことだと思ひてます。金融というのは、銀行は金を預かつて、その預かった人の金をうまく貸して、そしてやるのが金融業務であり、それで正しい運用がなされなければなりませんけれども、それ以上にもう本当に投機的なことがばかりやになつてはならない。私はずいぶん点ではある程度そういう不祥事も起きる可能性がないとは言えないし、大だと思ひます。よほどこの管理監督といひますか、そういうものを強化していかないとどこでどんな不測の事態が起こるか分かりませんので、その点は特に嚴重にお願いしたい、こう思ひます。

それから、農林省は見えていますね。これは実は大変な問題でありまして、牛肉の輸入をめぐる日米間で大変な貿易摩擦が生じたことは御承知のとおりです。ようやく落ちついてきて、御承知のように牛肉は自由化された。米牛肉あるいはオーストラリアの牛肉も、海外からの牛肉が自由化されたんですが、我が国には有名な安福という牛がおるんです。これはキロ一万何千円するぐらい、本当にもう美味で、これにまさるものはないくらいすばらしいんです。

実は私もびっくりしたんですが、今イギリスで狂牛病が起きています。消費者というのはそういう点で敏感ですから、輸入肉に対する一種の、恐怖といひます。今そういう点では和牛の評価が、高いけれども和牛ならば安全だろうということですから、この和牛が生体輸出されていったらいいですね。

私もアメリカに若いときはいたものですから、アーティフィシャル・フリーディングのやり方を知っています。この生体を向こうへやると、その精液をどんでんやたら日本で言うサシと言われ

る牛肉なんかをつくるのはわけないんです、アメリカでも、オーストラリアでも。

私はシカゴのストックヤードへも行きました。これはすばらしいところでしたが、コンベンションセンターになってしまったから、その後オマハに移って、そのオマハにも行ってきました。 Nebraska から全米各地の農業を、どんな牛肉を生産するかずっと見てまいりましたが、やはりアメリカの中でもサシにや近いものはできつつありますけれども、日本のそういうものはまだできていないんです。それがアメリカでどんどんロットフィーディングをやっていますから、幾らでもこれから大量にこの和牛と同じようなサシができてきたら、日本の畜産農家は大変困ってしまうんですよ。

これについて、一体だれがこういう生体を輸出したのか、精液に対してはそれはないという話です。それから、そこらの流出経路といいますが、そういうものに対するのと、日本の畜産農家に与える影響は大変重要ですから、その点をちょっとお尋ねしたいと思うんです。

○説明員(信田幸吉) 和牛の生体輸出につきましては、先生御指摘のとおり最近ふえておりまして、平成五年度五頭、平成六年度三十六頭、平成七年度四十二頭という状況でございます。ただ、この生きた牛の輸出につきましては、WTO協定上これは基本的に自由化されておまして、輸出国、輸入国両国間で取り決めしたいわゆる家畜衛生条件に合致してある限りこれはとめることはできないという状況でございます。

現に先ほど申し上げたような牛が出たということにつきましては、これはいろんな方がございまして、やはり向こうの関心のある方に頼まれて国内で合法的に購入して輸出された、こういうことでございます。とは申しましたが、直ちにこれが先生御指摘のとおり我が国の和牛並みのものが即座にできるかどうか、これはいろんな飼育の問題でございます。飼育期間の問題とかございますので、なかなかできないだろうと。

ただ、先ほども述べましたように、実態上これを持ち出すことをとめることができないとするなら、やはり我が国が和牛の資源につきましては一番豊富に持っているわけでございますから、こういうものを他国の追随を許さないような改良を進めまして、我が国の消費者に受け入れられる牛肉をできるだけ効率的につくるといことを基本として振興してまいりたいと思っております。

○笠原潤一君 私は、余り時間がないからこの問題については多く触れませんが、私はエクステンションサービスの連中と歩きましたから、アーティフィシャル・フリーディングで大量繁殖をやることはわけないんですよ、これは実際。それは、ここでやると時間がもう一時間ぐらいかかりますから、私自身は自分で見てやっていきます、知っています。これはこの辺にして、とにかく我が国はそういうことで、大変な問題がまた将来起きるということをお心配したものですからお尋ねしたわけです。

では、時間がありませぬから、先ほどの極東有事についてであります。

先ほどちょっとお尋ねしたんですが、自衛艦を使用するというのを検討しているというんですが、自衛艦を使用するということになればこれは一応法改正が必要ですから、自衛隊法の改正ということになるでしょう。その点についてお尋ねしたい。

それから、かつて海部総理大臣がブッシュ大統領との会談でボーツマスへ行かれたときに、実はボーツマスの空港へおりようとしておりなかつたんです。あの広い軍の滑走路、軍用飛行場ですから四千メートルの滑走路があつてすばらしいけれども、日本の運輸省がわざわざチェックしに行つて、なかなか難しいということでは海部さんはヘリコプターで行ったんですよ、例のブッシュさんとのメーン州の会談に。ですから、有事の場合に自衛隊機を使う場合もこれは運輸省との協議が必要になるのか、空港使用、検査体制その他の問題で。

それからもう一つは、もう一度自衛艦に返りますが、自衛艦は接岸ができればいいけれども、できない場合もあるでしょう。そういうときは必ずヘリコプターを使わなきゃなりませんね。あるいはボートでやる場合もあるでしょう。救出の方法について踏み込んだことがいろいろ話し合われたんではないかと私は思いますが、この自衛隊法の改正と、もし自衛艦を使用するということになればその点はどういうふうにお考えになっているか、お尋ねしたいと思うんです。

○説明員(守屋武昌君) ただいま突然参りましたので、最初の自衛艦の使用についての話というのは……。

○笠原潤一君 極東有事で邦人救出と難民救済に對して自衛艦を利用したいという考えがある、こういう聞いておるんですが、そういう検討に踏み込んだという報道が出ておりますが、その点についてお尋ねをしておるわけです。

○説明員(守屋武昌君) 今の御指摘の件でございますが、防衛庁といたしまして、邦人救出の際に自衛艦艦艇を使用してこれを行うという検討は防衛庁としては現在行っておりません。

この種の緊急事態に對しまして我が国としてどういうふうに対応するかということは、今後政府部内で検討される課題であると承知いたしております。

○笠原潤一君 今のところはそういう検討はしておられませんが、将来は検討に値するということですね。

○説明員(守屋武昌君) 政府部内の検討の中で議論になる課題であると私は考えております。

○笠原潤一君 わかりました。その程度だと思っております。それ以上は踏み込んで話すわけにはいかぬと思っております。

そういうことで、問題はいろいろありますが、朝鮮半島の有事、台湾海峡の有事というのは本堂に厳しい問題ですから、恐らくここでは言えないと思ひますが、それはこの前のクリントン大統領・橋本会談の中でいろいろ話し合われたこと

と思ひます。

朝鮮半島についてはいろいろ申し上げたいけれども、この前の韓国の総選挙のときの板門店のあの緊張、一体あれは何だったろうかという感じが私もしないではないわけです。中台海峡を挟んでミサイルを撃ち込んだ話も李登輝総統の選挙をにらんでやったと思うんですけれども、一連のこの生臭い話がどうも合点がいかないんです。それを一々お聞きしたいと思つても、日本にはCIAもありませんし、FBIもありませんから、調査機関は。海外ということでなかなか難しいと思ひます。そういう点で、一連のちよつとわけのわからないこの問題について、外務大臣、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) 先般の首脳会談におきましても、朝鮮半島の情勢あるいは中台間の緊張の高まり、あるいは将来の問題等につきましてもいろいろ話題になりました。しかし、それは有事にどうこうという話じゃなくて、基本的にはいかにして有事なんという事態を起こさないようなことができるか、そういう観点からの話でございます。それからまた一方におきまして、いろいろな事態が起きたときに日米間で協力をしていく、そういったことの研究はしようかということも話し合われたわけでございます。そういった研究が、どういうふうな内容になり、どういうふうな方向へ進むかは、いまだすべてこれからでございます。

いずれにしても、一方において安定した平和な国際環境をつくるという面であらゆる努力を傾注しながら、他方においていろいろな事態に對してどういうふうに対応するか、あるいはその中でも日米間でどういうふうな協力があり得るかということこれは研究してまいらなくちゃいけない、こういうふうにお考えしております。

○笠原潤一君 どうもありがとうございます。以上をもちまして私の質問を終わります。

○高野博郎君 平成会の高野でございます。外務公務員法の一部を改正する法律案につきま

しては基本的に賛成であります。時間があれば最後に二、三の質問をしたいと思っております。

それでは、クリントン大統領の訪日、それにかかわる日米共同宣言あるいは普天間飛行場の返還等の一連の外交上の動向についてどう評価されておられるか、それは橋本政権が掲げる創造的外交とか自立的な外交の成果と言えのかどうか、何が創造的で何が自立的であったのか、その辺を簡単に答えたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 御承知のとおり、先般の日米首脳会談におきましては、これまで日米間にございいます幅の広いまた深みのある一連の関係をこの一連の動きを踏まえまして、今後ともこの両国関係を増進してさらに進めていくことが、両国にとりましてはもとよりのこと、アジア太平洋地域あるいは国際社会全体にとりましては大切なことと確認したわけでございします。さらに、二十一世紀に向けては両国の協力関係の方向性を示すことができたという意味で大変意義があったと思っております。

そういう議論を踏まえて、具体的には二つの文書を発出したわけでございします。その中で、日米安全保障共同宣言の中では、現在の我が国あるいは我が国を取り巻く国際環境の中で日米安全保障条約を中心とするこの体制がやはり大変大切なんだということを確認し、そしてまたそれに向かってのいろいろな協力ということを合意したわけでございまして、非常に意義があったというふうに考えております。

これは、現在のいろいろな国際情勢を踏まえまして、我が国の立場を考え、我が国の判断に基づいて考えた。そして一方、米国は米国としての自国のナショナルインタレスト、あるいはこの地域で果たすべき役割も考えながら米国の判断があった。その両者の判断が合致するところでこのような合意ができたというわけでございまして、私は我が国がこれから自国の存立をどうしていくか、また国際社会の中でどういうふうな役割を果たしていくかという自主的なまた自立的な立場から

らの外交活動の一つの大きなエポックメイキングな出来事であったのではないかと思っております。

しかしながら、これはゴールじゃございしませんで、むしろ二十一世紀に向かっての出発点である、これからさらに努力を積み上げていかなきゃいけない、このように認識しておる次第でございします。

○高野博師君 今のお答えの中に創造的な外交とか自立的な外交は余り関係ないような印象を受けました。

普天間飛行場の返還についても、アメリカ側はヘリポートを建設するとかあるいは滑走路の建設も要求していた。そういうことがわかって、実際には返還に要する費用が一兆円近くかかると言われておりまして、これは橋本外交としてはアメリカ側から譲歩を勝ち取ったものでは決していない、むしろアメリカ側の要求に押し切られたのではないかと、そういう印象を持っております。

日米安保体制にしても、日米軍事同盟の強化あるいは再確認である。結局はアメリカ側に依存するという形であって、自立的な外交という概念からは遠いのではないかと、私はそう思います。また、共同宣言の中でも日本の新しいイニシアチブや創造性が見られない。冷戦時代の発想、思考から全然抜け切っていないと私はとらえています。

これも後で触れますけれども、朝鮮半島の四者会議にも日本は入っていない。我が国の安全保障上重大な問題にかかわる朝鮮半島、この会議に日本が参画していない。これは外交上の立ちおくれではないかと、そういう印象を私は持っております。

そこで、日米共同宣言に基づく日米安保体制については中国とか韓国に警戒感がありますが、これはどのようにとらえておられるでしょうか。簡単に結構でございします。

○国務大臣(池田行彦君) ただいま委員の方から印象という言葉でいろいろ委員御自身のお考え、それに基づく現在の我が国外交のあり方について

の、独断的とは申しませんが非常に非常におしかりに近い評価をちょうだいしたわけでございします。

それを前提にしてどうこうと御答弁を申し上げるのは非常に難しいわけでございしますけれども、中国あるいは韓国の今回の首脳会談あるいは日米安保共同宣言に対する見方はどうかという御質問でございしますならば、御承知のとおり、中国はかねてから日米安保体制というもののこれまで出てきた経緯等はよく承知している。しかし、それは二国間の枠組みと考えておる。これがアジア太平洋にずっと広がっていくということがあるという、いわば複雑なことになるのではないかと、いわば懸念を表明しておったということではございします。

それに対して、私も、いや、そういうことではないんだと。そもそも日米安保条約というのは単に二国間の関係だけではないで、六条もあるわけでございしますから、ある程度地域の安定に資するという役割も従来からあったわけでございします。また、今回の日米首脳会談におきましても決してこれまでの安保条約を改定するなというものじゃなくて、その枠組みは枠組みとしてきちんとそのままするわけでございします。そのことが現在のこの地域の安全保障環境その他の国際社会の情勢から見ても非常に大きな役割を果たしておるということを確認したものと。

それとまた、中国との関係においては決して懸念されるようなことではなくて、中国もともどもこの地域の安定また繁栄を築き上げていく建設的なパートナーとしての役割を果たすことを期待しているんだと、こういうふうなことを説明しておりましたし、そういう趣旨のことは宣言の中にも入っているわけでございします。

それから韓国につきましては、報道ではいろいろ見方があったのは事実でございしますけれども、韓国の政府としては、外交部のスポークスマンの発表があったと思いますが、それではこの共同宣言を肯定的にと申しましょるか、積極的に評価し

ておるものと、このように理解しております。

○高野博師君 先ほどの話も含めまして、この新しい安保体制が二十一世紀の方向性を決めたというか、それを展望していたと、こういうお話もありましたが、このアジア太平洋地域の安定と平和を確保するために二国間のいわば軍事同盟を強化するという形をとることは、果たして現実あるいは将来の国際情勢をかんがえた場合に適当かどうか、私は疑問だと思ひます。

もとよりこの日米安保体制の必要性、重要性を否定するものではありませんけれども、その位置づけに問題はないかという感じがします。すなわち、二国間の軍事同盟による脅威、あるいは有事に対応するというやり方、これはまさに冷戦時代の思考そのものではないか、私はそう思ひます。

そして、この極東有事についての日米協力の研究に着手することとか、あるいは有事立法、集団的安全保障、集団的自衛権等についての議論が既に進んでいるということですが、しかし万一の場合あるいは有事の場合という、初めに有事ありきという考え方、発想というのは、冷戦時代と何ら変わっていない。

今重要なことは、有事が起らないためにはどうしたらいいのか、何が必要なのかと。それを国際的なあるいは地域的な安全保障の枠組みの中でつくって、その中でとらえるということではないかと私は思ひます。有事あるいは地域の紛争をいかにしたら予防できるか、未然に防げるかという予防外交的な努力、あるいは地域的な安全保障の枠組みをつくるという、そういう努力が欠けてい

るのではないかと、そう思ひます。朝日新聞が十一日付の社説で「安保体制を発動させないための外交展開こそ、両国首脳が調整すべき課題である。中国を巻き込んだ地域安全保障の枠組みも、急がねばならない」と、こういう論評を掲げております。私も全く同感であります。

アメリカの外交政策の基本的な考え方というのはバランス・オブ・パワーだ。絶えず脅威を見つける、そしてこの脅威を想定し、この脅威に対

抗するというやり方、このアメリカの基本的な考え方というのは今でも変わっていないと、私はそうとらえております。そういう中で、アメリカの東アジア戦略に乗って、日本側がアメリカの軍事戦略に寄り添った、アメリカのペースに乗った新しい安保体制ではないかと、私はそう思っております。この共同宣言の中にも、安保条約に基づくアメリカの抑止力は日本の安全保障のよりどころとなっているということが記載されております。大臣の御見解を伺いたいと思いますが、簡単に結構でございます。

○國務大臣(池田行彦君) 私どもは、現在の我が国を取り巻く環境から見まして日本と米国の間の安全保障体制というものは不可欠であると、このように考えている次第でございます。それは、決して一方的にアメリカの考え方に寄り添っておるとかそういうものではないと、我が国は我が国としての自主的な判断、そして決断があるわけでございます。それからアメリカの側にも、先ほども申しましたけれども、米国のナショナルインタレストなりなんりの観点からの考えがある、それが合致するところ、こういう体制ができていくんだと思っております。

それからなお、集団的安全保障云々とかいろいろおっしゃいましたけれども、私ども政府は、今そんなことをどんどんやろうということを申しておるわけじゃございません。むしろそういう議論は有力野党の中にあるという事は承知しておりますけれども、政府としては、むしろ一つ一つの具体的なケースについて研究をしていこうとしているところでございます。

なお、さらにもう一点だけ申し上げますけれども、地域的な、リージョナルな安全保障の仕組みをといてお話がございましたけれども、これはどうなんぞございませうか、いろいろ對話とか信頼醸成の仕組みとしてのリージョナルなものでございまして、これは今ARFであるとかいろいろ努力もしているという事は御承知のとおりでございます。もし委員が実力を備えたリージョナ

ルな仕組みを考えておられるんだとするならば、それこそ集団的自衛権とか、集団的安全保障とかいうこととの関係をどうするかということをお考えにならなくてははいけないんじゃないかと思っております。

○高野博郎君 この日米共同宣言も含めて、日米関係の中で日本がリーダーシップを発揮したと私は言えないんじゃないか、また国民に対するアカウンタビリティというか説明する責任も欠けてはいないかなと、そういう印象を持っております。

共同宣言の中にASEAN地域フォーラム、こういうものの地域的な安全保障の対話、協力を発展させるための作業を継続するというのもうたわれております。しかし、それは主たる位置づけではないと私は思っております。

四月十八日の毎日新聞の社説で「日米安保のキーワードは信頼」である。その信頼はアジア諸国にとっても信頼を醸成するものであらねばならない。と、こう論じております。私もそのとおりであろうと思っております。

東大の鴨武彦教授が、「信頼大国」日本への道。という論文の中で「日米安保体制とは、日米間の信頼関係を互いに高め合うための枠組みである。したがって、集団的安全保障というより協調的安全保障という考え方に立つべきであり、軍事的な面に限定せず、政治、外交、経済を含めた日米の協調の枠組み」としてとらえるべきではないかと、こういうことを言っております。私は、この協調的安全保障という考え方は非常に重要ではないかというふうに思っております。

時間がありませんので次に進みます。朝鮮半島の問題で、先ほど2プラス2の四者会談の提案についての御質問がありましたので、これまた時間があれば質問したいと思っております。

続いて、北朝鮮の米の問題について前回に引き続いて質問させていただきます。前回に引き続いて、前回の質問でも指摘しましたが、政府側は、人道的、緊急かつ特殊例外的な援助であると

強調しております。また北朝鮮側が米は民生消費に使用することを保証するといっている、あるいは先方赤十字が配付先一覧表を送ってきたからそのとおりであるとの答弁を繰り返してあります。これで納得できない。確かに国民の口に入ったという証拠は何にもない。むしろ、最近の軍の亡命者等の証言、そういう報道によれば、軍が食べていたあるいは軍が備蓄をしていたということがますます明らかになっていくわけであります。この間の質問でも、米支援を実現するに際して加藤幹事長が一定の役割を果たしたことも明らかな事実であります。

そこで、きょうは何点か伺いたいと思うんですが、この米支援の予算の枠というのはどこから出ているんでしょうか。ODAでしょうか、それともODAと関係ないんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 北朝鮮への米支援のうち、赤十字社を通じて無償供与は、国会でも御承認をいただきました平成七年度の緊急無償予算の範囲内で実施されております。

○高野博郎君 その場合に、その予算を使う基準とかあるいは限度というのはあるんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) これは、援助の緊急性及び人道性を個別に勘案して、ケース・バイ・ケースで判断するということになります。

○高野博郎君 要するに、援助の額の限度はないということですね。特に基準は設けていないということですね。

○政府委員(加藤良三君) 御質問の趣旨を必ずしも正確にとらえられたかどうかわかりませんが、平成七年度の緊急無償予算の範囲内ということでございます。

○高野博郎君 その次に、去年の三月に渡辺訪朝団に同行した加藤統一事務所の吉田猛氏がパスポートを持っていないで出たのではないかと、このことが委員会でも質問がなされて、それに対する回答は政府から何もありませんけれども、この事実関係はどうなっているんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 外務省から自民党にま

ず照会いたしましたところ、吉田氏は同氏自身の旅券によって訪朝いたしました。別人の旅券を使用した事実はないとのことでございまして、吉田氏がみずから旅券により必要な手続を経て出入国したことは政府としても事実であると承知いたしております。

○高野博郎君 その旅券はどういう種類の旅券でしょうか。

○政府委員(加藤良三君) これは実は私どものところで今詳細を把握いたしておりますけれども、適正に交付された旅券ということであると思っております。

○高野博郎君 旅券の発給について自民党に問い合わせるといのはおかしい話じゃないでしょうか。自分のところでわからないんですか。

○政府委員(加藤良三君) ただいま申し上げましたように、まず自民党にも照会いたしましたし、政府としてもその後確認いたしましたわけでございします。

○高野博郎君 実は、吉田猛氏は北朝鮮のパスポートを持っている、日本のパスポートも持っているという情報があります。国によって使い分けをしているという情報があります。

それで、この吉田猛氏が一般旅券で渡航したのではないという確かな情報はつかんでおりますが、一般旅券でないとすれば何の旅券で行ったんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 私たちは別に一般旅券でないという事を確認しているわけではございません。

○高野博郎君 いや、私が確認しているんです。これは重大な問題なわけです。それで、どういう旅券で行ったのか、ぜひ調べていただきたい。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど来政府委員から御答弁しているとおりでございます。政府としては、通常の形態で、普通の旅券で出入国されたというふうに承知しておるわけでございます。

もし、委員におかれてそうではないという格別な情報をお持ちになっており、信憑性があるんだ

きると、こう言われているんですが、それを不正輸出した疑いということになっております。それは米を北朝鮮に運ぶ船の中にあったということであり、この事実関係は政府はよく存じておりますか。

○説明員(友利文男君) 神戸港及び大阪港におきまして弗化ナトリウムあるいは弗化水素酸を不正に輸出しようとした事件につきましては、現在外為法違反等によりまして調査中でございます。

○高野博師君 北朝鮮に米の援助をして、北朝鮮から百隻以上の船が来ているわけですが、これは水山の一角ではないか、あるいは米支援の船を利用して相当の密輸があったおそれはないと言えないのではないかと感じがいします。この点についてはどう思われますか。

○説明員(友利文男君) この弗化ナトリウムの不正輸出事件につきましては、船長託送品という形で輸出をされております。船長託送品につきましては、その支援米を運ぶ船につきまして調査をいたしましたけれども、本件以外に不正な輸出の事実把握しておりません。

○高野博師君 それでは、これも米関連ですが、先般、北朝鮮の国際部日本課副課長一行が訪日された。これは愛知県のある団体の招待によると聞いているんですが、自民党の野中幹事長代理に第三次米支援を要請したと。その中で、野中幹事長代理は、政府間の正式のルートで話し合うべきだということに答えたということが報道されております。報道によれば、外務省関係者とも会談したということも言われていますが、会談したのかどうか、お教え願いたいと思います。

○政府委員(加藤良三君) 政府としては一貫して、北朝鮮側との具体的接触について、その有無を含めてコメントをいたさないことといたしております。また、本件についての基本的なコメントは差し控えたいと存じますけれども、御指摘のとおり、この件は民間の団体が招請したものであるということからあえて申し上げますと、政府として、外務省としての接触はございません。

○高野博師君 きのうの報道によれば五月上旬に北朝鮮の李種華アジア太平洋平和委員会の副委員長が訪日する予定ということが出ております。これは社民党と与党の招請によるもので、その目的は国交正常化交渉再開あるいは四力国会談等も踏まえてのものだと。この四力国会談は別に、李種華さんが日本にいられた場合に、日本側としては韓国との関係も含めてどういうふうに対応するのか、教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(池田行彦君) ただいまお話しがありました李種華氏の訪日の件は、社会民主党において訪日したいという要請をお受けになって対応をどうするか、いろいろお考えになっておられるというふうに承知しております。

政府として北朝鮮との関係をどうするかという点につきましては、先ほどアジア局長から申しましたように、具体的にどうこうということとはコメントしないというところで対応してきておるわけでございます。しかし、基本的に申しまして、北朝鮮との関係をどうするか、とりわけ正常化交渉にかかわる問題をどうするかというところは、これはすぐれて外交そのものでございまして、これはあくまで政府の責任において進めるといことは当然でございます。そのことは、政府内はもとよりのこと、与党においても御理解をちょうだいしているものと、このように承知しております。

○高野博師君 時間がないので、最後に一つだけお伺いしたいと思うんです。

北朝鮮に人道的な観点から米の援助をしたという観点から、この人道的な援助に対して何かの見返りを要求するというのは適当でないかもしれません。しかし、人道というのであれば北朝鮮側に人道的な対応をある意味で求めてもおかしくはないのではないかと、そう思います。そういう観点からすると、北朝鮮には日本人妻が相当の数いると言われているんですが、その方の大半が一度は日本に里帰りをして、こう言っている。そういうことに対して、日本人妻の里帰り等を北

朝鮮側に話をしてもおかしくはないのではないかと、そう思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 政府として御指摘の日本人配偶者問題を重視しております。日朝国交正常化交渉の場においても、北朝鮮に対し、一部の方の里帰りなりとも実現できないかということ強く求めてきた経緯がございます。現在交渉が中断していることもございまして、この問題の解決を北朝鮮側に働きかけることには困難が当然伴いますけれども、政府としては今後ともこの問題の解決に向けて努力していきたいと思っております。

○高野博師君 時間ですので、質問を終わります。

○照屋寛徳君 まず最初に外務大臣にお伺いをいたします。

四月十五日に日米特別行動委員会、いわゆるSACOの中間報告が行われました。このSACOの中間報告で、在沖米軍基地の整理、縮小について約二〇％、およそ四千七百ヘクタールの米軍基地の返還が合意をされました。私は、戦後五十年余り、膨大な米軍基地のもとでたくさんの方々の犠牲を強いられてきた県民の一人として、沖繩の米軍基地の整理、縮小について日米両政府間で合意を見たという点については、これは百二十七万県民のこれまでの運動なり闘いなりあるいは世論の成果だと、こういうふうには評価をいたしております。

さて、冷静にこのSACOの合意内容を見てみますと、例えば普天間飛行場は五年ないし七年後に全面返還と、こういうことがマスコミで報道されたわけですが、しかし沖繩県民が望んでおったのは無条件の普天間飛行場の返還であって、SACOの合意内容によりますと、普天間飛行場の現有機能あるいは能力の維持が大前提になっている、しかも新たにヘリポートを新設する、そのヘリポートも三百ヘクタール以上のヘリポートだということがいろいろ報ぜられておるわけでありまして。

外務省は場所もまだこれから交渉をするんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、そういう点では決して県民は手放しで喜んでおりませんし、同時に、これで沖繩の基地問題の解決が全面的に図られた、こういうふうには政府が思っていたら困るというふうには私は正直に思っております。

と申し上げますのは、例えば那覇空港、これは昭和四十七年の沖繩の復帰の際に日米両政府間で民間専用にするんだと、こういう合意がなされて、二十四年たつていまだにそれが実行されていない。あるいはまた那覇軍港についても、返還が合意されて二十数年たつて、移設条件つきであるがゆえにいまだにこれが実現されないという実態があるわけですね。

これは何も私一人が突っ張って言っているわけではなくして、例えばSACOの中間報告後、地元琉球新報社の琉球フォーラムが世論調査をやっております。これによりますと、普天間基地を含む十一施設の統合、返還などを盛り込んだSACOの中間報告を大幅な前進だというふうには評価しているのは二五・七％にすぎません。あとは、実現性に乏しいというのが三六％、それから不満だというのが約二三％。要するに六〇％近い県民が否定的な見方をしている、こういうことではあります。しかも、機能が移される嘉手納町はもう既に町議会でも全会一致で、これ以上の基地強化は困る、犠牲は困るということと反対をしておりますし、中部の十二市町村も広域圏で反対決議をしております。

私が非常に心配しておりますのは、この返還合意がなされたにあたかも沖繩県民がだだをこねておると、あるいはもうこれで沖繩は終わりのんだ、こういう形で世論が形成されるのが非常に心配なわけですね。今どの自治体も移設を受け入れるところなんかありませんよ。象の通りの移設先である宜野座村も、もう既に村議会でも全会一致で反対決議をしております。

そこで外務大臣にお伺いいたしますけれども、外務大臣はSACOの中間報告の内容についてどのような評価をなされておられるのか。また、発表後の県民の動向、各基地を抱えている自治体の反応についてどのような御所見をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 私は、今回の中間報告によりまして沖縄の基地の問題がすべて解決した、あるいはこれでもうおしまいだというふうには考えておりません。また、もとより沖縄県民の方々がこれで満足しておられるとは考えておりません。

ただ、まず前提として私どもとしては、やはり日本の安全を守るためにも沖縄を含めた米軍の基地というものはこれは必要なんだという、こういう前提が一つございます。この前提をなくしてしまえば、それはいろいろなことはおっしゃれるんだと思いますが、私どもはやはり安保条約の目的との調和を図りつつできる限り基地問題の解決を図っていく、こういう立場でずっと取り組んでおるわけでございます。

そして、今回の中間報告におきましては、面積におきまして現在の基地の二〇％を超すものの返還の方向を打ち出しました。これは沖縄本土復帰以来二十有余年の間に返還された面積を上回るものでございます。そしてその中には、沖縄県におきまして最も御要望の強いものの一つでございました。普天間の全面返還というものが入っております。もとよりその機能を他に移すという条件はついていて、そういうことはありますけれども、そういう意味で、総体として見るならば、これは与えられた前提の中で日米の共同作業により、そしてまた橋本総理またアメリカの最高指導部の大きな決断あるいはリーダーシップのもとにかなりの成果が上がったものと、その努力のほどは御了解いただけるんじゃないか、こう考えている次第でございます。

しかしながら、これから実現するのが大切だと。おっしゃるとおりでございます。そういった

意味で、難しい地元の声も今いろいろ御紹介ございましたけれども、大田沖縄県知事さんは、総理からの何度かの御連絡の中で、お話し合いの中で、大変苦しいお立場ではございましてしょうけれども、こういった条件がついていましていしてもやはり一歩前進だというふうな評価をちょうだいいたしまして、これを実現するためには沖縄県としても協力をしていこうという姿勢を示して下さっております。

これからは地元とも協力しながら、政府もこの中間報告でまとめましたものを必ず実現する、そしてさらに将来ともいろいろな考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞ委員におかれましてはよろしく御理解とお力添えのほどをお願い申し上げます。

○照屋寛徳君 外務大臣、日米安保の重要性を強調されるお立場はよくわかります。しかし、その日米安保体制、安保条約のもとで犠牲を集中的に受けているのは沖縄県民なんです。そこをわかっていただかないと困るわけです。

今、外務大臣の御答弁にありましたように、私は一昨日、知事と一時間ばかり話をしてみました。知事も随分苦しんでおられます。しかし、この移設先ですね、普天間飛行場の機能の移設先あるいは新たなヘリポートの建設、あるいは象の鼻の移設先、県道一〇四号線の軍事演習を廃止して本土に分散をする、非常に県民にとってつらい立場です。

ところで、外務大臣、この機能を移設する移設先の自治体を説得する、この移設の責任は国ですか、当然そうだと思いますが、それとも県なんです、それを明確にしてください。

○政府委員(諸富増夫君) ただいま移設先の説得のお話だと承りましたが、移設先地となる関係自治体等の協力を得るために、当然私どもがまず努力をすべきであるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、一方では、県及び地元の自治体、そういう方々の御協力を得ないとその話し合

いというのはなかなか進まないものでございまして、ふだんからもそういう意味で県ないしは市町村、そういう方々の御協力を得ながらこういう移設の問題とか基地の取得の問題については御協力をいただきながら説得をお願いしておると、こういう状況でございます。

○照屋寛徳君 防衛施設庁長官に重ねてお伺いいたしますが、これまで狭い沖縄には移設先といってもそう簡単に見つからないから、先ほど申し上げたように、那覇空港だって二十四年たっても日米両政府で合意したことがいまだに実行されていないんです。那覇軍港しかりでしょう。

知事はSACOの中間報告を受けてはつきり言っていますよ、移設先の確保、説得については国の責任だと。知事も明言しています。それをあたかも沖縄の方に責任転嫁されたら困るんですよ。それはあくまでも政府の責任であることは間違いないですね。

○政府委員(諸富増夫君) 私ども、国の責任としてもちろん行うことはありますが、地元の市町村長さんとかそういう方々とお話しする際に、やはりいろいろあつせんなり仲介なりしていただくようなことは間々ございます。

例えて申し上げますと、これは既に解決した事案として、逗子に米軍の住宅をつくるような際には神奈川県知事のあつせん、調停をいただきました。地元との話し合いが円満に行われたというよう

な事例もございまして、私どもとしては、そういう意味で県の方も私どもと一緒にやってそういう移設先についての説得に努力をいたしますか御協力をいただきましたと、こういう気持ちでございます。

○照屋寛徳君 普天間飛行場の返還の条件になつております新たなヘリポートの建設は、伝えられるところによりまして、現在の嘉手納弾薬庫地区内に約三百ヘクタールのヘリポートを新規につくるんだと、こういうことが言われております。これはまるで土地転がしではなくして基地転がしだと。しかも、古くなった普天間飛行場を返し

て、約一兆円とも言われる日本政府の金で、国民の血税で新たに基地を確保する、こういうことになりかねないんですね。このヘリポートというのはどこにどれぐらいの規模でつくるんですか。

○政府委員(諸富増夫君) 今のヘリポートの件でございますが、これは御指摘のように四月十五日のSACOの中間報告で「今後五十七年以内に、十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還」というのが合意されております。

したがって、私ども、これから沖縄県のそれこそ御協力をいただきながら進めていくわけでございますが、まだ移設先地等について日米間で協議を行っている最中でございまして、具体的に施設の建設等についてきちんとした固まったものはございません。これからそういう移設先地も含めて米側と協議を重ねていく、こういう段階でございます。

○照屋寛徳君 「十分な代替施設」というのは、面的にも、それから機能的にも現在の普天間飛行場に匹敵するぐらいのヘリポートの施設と、こういうことですね。

○政府委員(諸富増夫君) その点につきましては、要するに「十分な代替施設が完成した後」という合意が行われておりますが、どの程度の規模であるというふうな点についてはこれから日米間で協議を進めていくと、こういう状況でございます。

○照屋寛徳君 外務大臣にお伺いいたしますが、普天間飛行場の返還のもう一つの条件に危機に際しての米軍による国内施設の緊急使用の研究が前提条件だと、こういうことをおっしゃっていますね。この場合の国内施設というのは、自衛隊の基地、民間空港、それから民間の港湾、これを指すと思われませんか。既にSACOの中間報告の交渉の段階で、アメリカ側から緊急に使わせてもらう空港などの施設として七つともあるいは十

つも言われる施設名を挙げて日本政府に要求があった、こういうことが言われておりますが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(池田行彦君) これは中間報告に書かれていますのでございまして、そういったことをこれから研究しようということでございますので、ただいま委員御指摘のように、これまで既に具体的に名前を挙げて向こうから要望があったというところはございません。

○照屋寛徳君 さて、四月十七日のクリントン・橋本会談、その後日米安全保障に関する共同宣言が発表されました。この日米共同宣言の中では、沖縄の米軍基地については、今論議をしております。SACOの中間報告の内容について両首脳が高らかにその内容を歓迎する、評価する、こういうふうな記述にとどまっております。

さて、外務大臣、共同宣言の中で、アジア太平洋地域における十万人の前方展開兵力の維持を確認して、在日米軍兵力についても日本におけるはば現在の水準の兵力維持、こういう趣旨のことがうたわれておるんです。つまり、共同宣言では在沖米軍基地の兵力の削減については全く言及されなかった、こういうふうな理解でよろしいですか。

○国務大臣(池田行彦君) 最初のSACOについては「SACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した」という記述がありまして、それに次いで「両首脳は、一九九六年十一月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した」と。これからも努力していこう、こういう決意を表明されていることをまず申し上げておきます。

それから兵力水準の点でございしますが、それは現在の安全保障環境にかんがみまして、我が国における現在のレベルも含めてアジア太平洋における十万人という水準が必要であるという認識でございまして、削減の話はないかという御質問でございますならば、そのとおりでございます。○照屋寛徳君 在沖米軍の現在の兵力の削減はないと、こういうふうな理解していいわけですね。○国務大臣(池田行彦君) この宣言ではですね。○照屋寛徳君 そういふ点では、膨大な米軍基地

のもとで五十年余り苦しんできた県民にとつては、今度の日米共同宣言、日米首脳会談にかけた未来への希望というのは私は非常に開きされた感じがして、心が痛むわけでありまして。

ところで、復帰後、日米両政府間で返還合意された基地で、二十四年たった現在にまだ返還が実現していないのは一体どの基地で、面積的にはどれぐらいあるんでしょうか。

○政府委員(小澤誠君) 政府としては、安保条約の目的達成と地域住民の要望との調和を図りつつ整理、統合、縮小を進めておるわけでございまして、今までは第十四回、十五回、十六回の安保協関係の事案、さらには平成二年に合意されました二十三事案、さらに三事案等いろいろございまして、このうち、第十五回、十六回安保協に係る事案につきましては、現在のところ全部で六十三事案ほどございまして、五十七事案は既にいわれる決着済みということでございます。六事案が未解決となつておるという状況でございます。

その具体的な施設について述べさせていただきますと、奥間レストセンターの一部、那覇港灣の全部、嘉手納弾薬庫地区の一部、牧港補給地区の一部、伊江島補助飛行場の全部、キャンプ瑞慶覧の一部ということになっております。このうち、那覇港灣施設については三事案として日米間での解決の方向が一つ決定しております。また、またさきのSACOの中間報告でも返還への加速化ということがうたわれております。また、牧港補給地区の一部、キャンプ瑞慶覧の一部につきましても、SACOにおきまして返還の方向性についての日米間の合意ができておるというところでござい

ます。また二十三事案につきましては、平成七年十二月二十一日までに返還済み、または所定の時期までに返還するということの日米間で合意したところでございます。この二十三事案についてはすべていわれる処理済みということになっておるところでございます。また、いわゆる三事案につき

ましても既に日米間でその解決の方向性が決定されているところでございます。

○照屋寛徳君 次に、去る二月二十二日に沖縄県の米軍海兵隊司令部前の国道で海老原鉄平君という十九歳の青年がアメリカ海軍兵ティモシー・ポビル上等兵の乗用車にぶつけられて亡くなられた。海老原君は兵庫県の出身で、沖縄の歴史、文化に魅せられて沖縄国際大学に入学をし、そして大学生活を送りながら沖縄の文化を学びたい、彫刻を沖縄で勉強したい、こういう思いを持っておったのでありますが、残念ながら、ポビル上等兵の過失でございまして、交通事故で無念の死を迎えたわけでございまして。

この事件は大変多くの問題をはらんでおりまして、特に現在の地位協定十八条では、公務外の米軍人・軍属の事件、事故の場合に十分な補償が受けられない。この五十年間、一言で言いますと、やられ損というか泣き寝入り強いられしてきたのが実態でございまして。と申し上げるのは、その加害米兵にほとんど資力がない、こういうことなわけですね。今回も、事あるうに遺族に対して在沖米軍法務部の担当者が、費用がかさむばかりだから弁護士を立てないでほしいと、こういうふうな圧力をかけたらしいわけです。それで今、海老原君の遺族は、直接の加害米兵に対して損害賠償の請求事件を提訴いたしております。総額七千八百六十一万円余り請求いたしておりますが、私はこの事故、これはやっぱり大変大きな問題をはらんでおると思います。

そこでお伺いいたしますが、ごく最近の数字で結構でございますから、米軍人・軍属の所有する車両の台数は一体どれぐらいあるのか、それから、復帰の日から今日までの米軍人・軍属による業務上過失致傷あるいは業務上過失致死事件の件数などについて詳細お答えいただきたいと思

います。○説明員(影山幹雄君) お答え申し上げます。我が国におきます米軍の軍人・軍属の所有する登録車の台数でございまして、私どもが把握してお

ります一番最新のデータ、これは実はことし三月末でございますが、全国で五万五千四百六十二台、このうち沖縄県内には一万五千九百六十九台となっております。

以上でございます。

○政府委員(田中節夫君) 沖縄県におきましてこの米軍人・軍属の交通事故に係ります業務上過失致死傷事件等の状況でございますが、昭和五十五年以前につきましては詳細な数字がございせんが、昭和五十六年以降平成七年末までの十五年間に発生いたしました交通事故に係ります米軍人・軍属が第一当事者、いわゆる過失が重いとされる業務上過失致死事件及び重過失致死事件は全部で二十七件でございまして、業務上過失傷害事件等は六百七十九件という報告を受けております。

○照屋寛徳君 次に、復帰後、現在までに発生した米軍人・軍属を加害者とする、被害者を日本人とする業務上過失致死傷事件での被害弁償の実態について、防衛施設庁、どういふふうになって

いますか。○政府委員(大野琢也君) 御指摘の期間におきまして、那覇局が受理いたしました地位協定十八条の規定による補償請求というのは全部で約六千六百件でございます。これは警察庁の数字と大分違いますが、対人それから対物、全部を含んだ数字でございまして、大変大きくなっております。請求者が日本人個人あるいは日本の私企業等である事案で六千六百件でございます。

○照屋寛徳君 海老原君の事件で加害米兵が持ってきた見舞金が二万円、それから彼の上司が持ってきたのがわずか、わずかと言つては失礼かもしれませんが一万円、これじゃ大変ですよ。しかも、米軍人・軍属の所有している車両がほとんど任意保険に入っていない、対人の保険に。逆に、アメリカの基地内に入りする企業や個人の通行許可証をもらうときに、私どもが基地内に調査で入るときに必ず任意保険に加入した証明書を義務づけているんですよ。だから、非常に大きな問題ですけれども、どう

なんですか、政府として公務外の被害者に対して責任を持って賠償するような制度に改めないと私は困ると思うんですが、外務大臣なり施設庁長官のお考えをお聞かせください。

○政府委員(諸富増夫君) 今の任意保険の問題につきましても、いわゆる沖縄県との協議会の場で地元の方からのそういう御要望がございまして、私も、米軍の方に強く申し入れて、現在米軍は、本土から参りましていよいよ米軍の将兵に対してそういう任意保険への加入を強く働きかけるといいますか、教育課程の中に入れてそういうことを教育していくという旨の司令官の通達を出しておるところでございます。

○照屋寛徳君 実態はほとんど入っていないので、一月七日にアメリカの空軍兵士が金城ロジャーさん親子三名を一瞬にしてひき殺した。これでもほとんど見舞金が払われなくて、金城さんも今提訴しているんですよ。

それで、時間があるまいせんので最後にお伺いいたしますが、この海老原君の事件でも、加害米兵はもう十一月には本国へ勤務がえになるんだと、こう言っています。日本の裁判所の判決で損害賠償が確定したときに、これがきちんともらえるような制度的な仕組みは保証されていますか。逃げ得では困りますよ。

○政府委員(大野琢也君) ただいまの御質問に對しましては、確定判決が出たものの、当該米軍人等に資力がない等の理由によって被害者側から地位協定十八条の規定による補償請求がなされた場合には、当局としては、当該案件を査定するに当たりまして我が国の司法当局が下しました判決を尊重するような査定をいたしまして、米側に報告をしているということでございます。

○照屋寛徳君 まだまだたくさん質問があったんですが、時間がございませんで、また別の機会にやらせていただきますと思います。

○立木洋君 大臣、今回の日米安保共同宣言が出されてから、その一つの問題としてアジア太平洋地域という問題が問題になりました。これは

もういろいろな場所でも質問がなされ、また総理も大臣もお答えになっておられるので御承知だと思います。私たちが考えているのは、つまり安全保障上の意義あるいは要因、効果とのかかりでこのアジア太平洋地域をどう見るかという問題と非常に深い関係があるというふうに考えているので、この問題についてお尋ねしているという意味なんです。ただ単に地理的にどうかというふうな意味ではなく、まず最初に事実関係からお尋ねしたいというふうに思います。

アメリカの方から、今回の日米首脳会談あるいはそれ以前に、アメリカが主張している安全保障上のアジア太平洋地域というのはどういう地域を意味するということの説明がアメリカ側から日本側にあつたんでしょうか、なかったんでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 結論的に申しましてそのような議論はございませんでした。と申しますのは、要するに条約上の概念としての極東地域というのは、今回の一連の作業を通じて何ら変化はないわけでございます。アジア太平洋地域というのは、まさに委員が今御指摘になりましたように、どういふ効果があるかとか、どういふふうな作用があるかとか、そういったかわりにおいての概念でございます。

それで、委員御高承のとおりでございますけれども、アジア太平洋地域という言葉はいろんな場面でいろんなコンテキストで使われますけれども、日米間の話といたしまして、これまで歴代の総理が訪米をする、あるいは先方から来られて首脳同士で話し合うといったときには、このアジア太平洋地域という言葉は何度も使われておりますので、いわばそれはいろいろ議論しなくてももう双方に理解できるものというところでございまして、今回は議論していません。

○立木洋君 わかりました。では、改めて日本側から、このアジア太平洋地域というその地域的な概念は我々はどういうふう

たということもないわけですね。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど申しましたような事情でございまして、お互いに説明するまでもない、聞くまでもないということでございます。

○立木洋君 そうしたら、アジア太平洋地域の安保上にかかわりのあるその地域的な範囲について双方で明確に確認したという事実は、これまでも存在していないし、今回の会談でも存在していないということではよろしいでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) これは、米軍が日本に駐留するということの結果として平和と安定に寄与する、そういうふうな概念でございますから、事柄の性格上、それを明確に地理的に確定するということは無理でもあるし、また必要もないところでございます。

○立木洋君 そうすると、地理的な内容について、アジア太平洋地域がどの範囲を指すかという問題が安全保障上に重要なかわりのある範囲であるにもかかわらず、双方で明確な確認がされてないということについては、事実上、安全保障の行動範囲、適用範囲を運用する場合に米側と違

いが起こってくるという可能性はないでしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) これは先ほどから効果とか寄与とか作用とかいう言葉を申し上げておりますけれども、そういうことでございます。

日米安全保障条約に基づいて米軍がいろいろ役割を果たす、そういった地域については条約上の規定がございしますけれども、アジア太平洋地域というのはそういうものじゃなくて、そういった安全保障条約に基づいて米軍が活動する、そのことによって安定化の効果及ぶとか、あるいはその地域の安定のために寄与するとか、そういうこと

でございますから、これは適用範囲が広がるとかなんとかということをお心配する必要はないわけ

確にしているんですね。どういふ地域というふう

に明確にされておるのか、大臣、御承知でしょうか。

○國務大臣(池田行彦君) 米国のいろいろな議会等へのレポートなどにおきまして、そういった地域概念、言葉が使われているのは承知しておりますけれども、しかしそれともちっと地理的にどこからどこまでと確定されていることはまずないんじゃないか、言葉としてどうであるか。ただ、いろいろ米軍が運用する場合に、例えば第七艦隊の担当範囲がどうだということ、その海域とか地理的なことが言われることはございますけれども、アジア太平洋地域はどこからどこまでということをしちとやっているとはいえないと思

○立木洋君 どうも池田大臣は文章を正確にお読

みになっていないようですね。

一九九五年二月二十七日に出されましたアメリカ国防総省国際安全保障局の東アジア太平洋の安

全保障戦略の中に安全保障上の地域について明確

に書かれています。

大臣がおわかりにならないようですから私が述べますが、日本、韓国、オーストラリア、フィリ

ピン、タイ及びマレーシア諸島、ミクロネシア連

邦、パラオ共和国、東南アジア、北東アジア及び

インド洋を結ぶ海上交通路の維持ということを挙

げております。そして、これは北東アジア、東南

アジア、太平洋、大洋州、インド洋の各地域を含

むものということになっておりますが、そういう

ことじゃありませんか。

○國務大臣(池田行彦君) それは二月に国防省で

まとめ、その後三月に議会に提出された報告だと

思いますけれども、そこで米軍がいろいろ考えま

す場合に今挙げられたように地理的に言及してい

るといふのは承知しておりますけれども、しかし

それがどこからどこまで正確にこの地域だとい

ふうにきちとやっているとはいえないと思

います。ましてや、今回の日米安保の共同宣言ある

いはそのもとになります首脳会談の話が、特定の

そういつた範囲を確定した概念としてのアジア太平洋地域を前提にしてつくられたり話し合われたものではないと、いふことだけ重ねて申し上げておきます。

○立木洋君 これは安全保障上のアジア太平洋地域についてのアメリカの規定なんです、文章上の。これは後で池田さん、もう一遍お読みになっていただきたいということだけ重ねて申し上げておきます。

日本側での、先日の本会議での質問に対する答弁によりまして、あえてこの問題は問題にする必要はないけれども、あえて言うならば東アジア、大洋州というふうな答えております。これはアメリカが出してある、つまり国際安全保障局が出した東アジア及び太平洋の安全保障報告で決められたアジア太平洋の安保上の地域の規定とは明確に異なっております。

それで、私はこの問題も本会議でお尋ねしたんですけれども、大臣にはお尋ねしませんでした。が、外務大臣ですから外務委員会でも何回もお聞きすることが可能だろうと思つたので、あえて総理だけにお尋ねしたんです。

ナイ国務次官補がこの報告書を作成したときにこう言っているんですね。日本のこれからつくる新しい防衛計画大綱がアメリカ国防総省の東アジア太平洋戦略報告書と明確に重なり合うことが成功をはかる尺度だというふうにアメリカの議会で証言をしているんです。だから、これは安全保障上の地域が日本側がこれからつくる新しい防衛計画大綱と明確に重なり合うことが非常に大切な一つだと言えらるるんです。私はこれがすべてだとは言いません。しかし、これも大切な一つだといふふうな考えるべきだろう。

ですから、事実上、アメリカがこの東アジア太平洋戦略報告書を作成するときに日本側に求められた内容、これが重なり合うことが成功のかきだといふふうな言われている点から言うならば、アメリカ側とアジア太平洋地域についての合意がやっぱりいづれかでなされているのではないかと。しかし、それがなされているということになると安全保障条約の条文の変更までかかわるから、それになると大変だから、内々的には合意をしながら安全保障上の文章を変えるまでには至らざないで共同宣言という首脳同士の宣言という形態をとつたといふふうに見える見方もあるいはできるかもしれないといふふうな思ふんです。これは断定はしません、私は。

そうしますと、結局、実際上、安全保障の効果、維持、要員等々を検討する場合に、安全保障上のかかわりのあるアジア太平洋地域のその地域と言われるのは、安全保障条約上の文章を変更しなくても、運用の面では事実上変更がなされてくるのではないかと。ここに言われている北東アジア、東南アジア、太平洋、大洋州、インド洋、各地域を含むといふふうなものまで問題に挙げられているとするならば、これは私はもう二十数年間この問題について、安保上の条約の問題について外務委員会でも議論をしてきました。

この問題は、ベトナム戦争のときに極東の範囲はどうなんだと。これはもう大議論になりましたね。それから、中国が国連に参加して、そうしたら台湾省はあれは極東の範囲に入るのか入らないのか、こういう問題も大議論になりました。これは、日米間の安全保障上の問題をつかさどる上では、この問題をいまいにするのができないといふことがこれまで長年にわたる日本の国会での議論の内容だつたと思ふんです。ですから、そういうことを考えるならば、事実上安保条約上の文章を変更しないでも、実際上適用の範囲はアジア太平洋地域に拡大したといふふうな解釈されることもできるんではないか。

その点は、本会議で答弁なさつた大臣の答弁の

最後の部分を私は非常に重視したんです。それは何か。「このような範囲」というのは時々の国際環境によりまして変動し得るものでございまして」とあなたは答えました。そうすると、問題は、安保条約上はいわゆる極東条項というのが依然として決められてはいるけれども、状況の変化によってどの範囲にでも安保条約の第六条等々の問題について適用が可能になり得るというふうな形で「このような範囲」というのは時々の国際環境によりまして変動し得るものでございまして」といふことは、この国会答弁では聞かれなかった、答弁として。私は、このアジア太平洋の地域の政府の答弁について非常に疑念を持つわけなんです。

○国務大臣(池田行彦君) 最後の部分からそれをお答えしていくのが御説明しやすいかと思ひます。

その時々情勢によって変動し得るものだと思ひましたのは、先ほども申しましたように、このアジア太平洋地域というのはいくつ文脈で使われているかと申しますと、日米安保体制があるといふことがその作用としてその地域の安定に資する、寄与すると、そういう観点でございまして。

わかりやすい例で申しますと、例えばその地域にありますが、あるいはそこに住まう人々が、日米安保体制のおかげで自分たちのところは安心して暮らせるなど、こういう気持ちになる。そうなりますれば安定に資するわけでございまして。そういうところはその地域のそのときそのときいろいろ条件によつて違つてくるんだと思ひます。そういう意味でこの範囲は変動し得るんだといふ、こう申し上げております。

それから、アメリカのリポートの範囲とびしやりと重なることが大切だといふことを……
○立木洋君 びしやりとは私は言っていないんです。
○国務大臣(池田行彦君) 何とおっしゃいましたか、明確にとおっしゃいましたでしょうか。
要するに、ナイさんの発言で日本の考えとアメ

リカの考え方がきちつと重なり合うといふことが大切だと、そういう……

○立木洋君 地域の問題もその一つであろうと。
○国務大臣(池田行彦君) というあれもございましてけれども、それはその地域の地図の重なる前の話ではなくて……

○立木洋君 私は地図とは言っていないんです。

○国務大臣(池田行彦君) 地域の話ではなくて、むしろ基本的な安全を確保していく上での考え方が重なり合うことが大切だと、こういう趣旨だと思ひます。

そして、そういつたことを考えます場合にも、アメリカの場合は先ほど御指摘のありましたように地域を含めてアジア太平洋と考えているということはあるかもしれません。米国の場合は、当然、あの国の果たしている役割、地位からしまして日本よりはより広範な地域に関心が及んでおるわけでございまして、そういうことはあると思ひます。しかし、我が国の場合にはやはり日本を中心としてアジア太平洋といふことを考えますから、おのずからそういう範囲に違いはあるんだと思ひます。しかし、その違いがあることが日米の共同しての安全保障の体制に支障を来すということはないんだと、こう思ひます。

○立木洋君 私は、ある意味でもっと厳しい言い方をするならば、そういう言い方で今まで通り抜けてきたのが日本の政府の姿勢なんです。これは、問題について言うならば、国家間で結ばれた条約や協定の一言一句というのは非常に正確でなければならぬ。田中角栄さんがソ連に行つて結んだときに、ソ連側と二十八カ所もの文書の違いがありましたよ。こんなような外交をやっているといふのは、言うならば世界じゅうから笑ひ物になるんです。条約あるいは協定における文書の表現、それは正確に将来をも拘束する意味を持つんです。

そういう意味で、私がこの問題について特に強調したいのは、例えば御承知のように地位協定の十七条、この運用上の問題について、第一次裁

判権の問題がアメリカ側にあると言われながら、
本國において軍事裁判をやったという事はほと
んどないじゃないですか。それに対して日本はど
ういう態度をとったのか。申し入れもしていな
い。あるいは地位協定の二十四条について、この
問題についての日本側がやる負担についても思
やり負担等々の問題まで拡大されて、そして実
質的にはどうですか。公用のみを支出すると言
われながら、アメリカ側から請求してきた私用の
燃料や電気代や水道代も入っているようなものか
どうかわからないものにまでアメリカの言いなり
になって金を払っている。このことは折田さんが
先日答弁しておられます。

そういうふうな、これを厳格に協定や条約で決
められたものも守らないで、いいかげんに運用を
拡大したり解釈していくというふうなことをやる
ならば、それはやっぱり国際的に信用のおける日
本の外交姿勢とは思われなくなる。これは非常に
厳格にやる必要が私はあるということを言いた
いんです。

そういう意味で、今述べたこのアジア太平洋の
地域の問題について、第一にアメリカ側と明確な
確認がなされていないということ、これははつき
りしました。そして、この問題について、適用の
範囲内については運用上、時の状況によって変動
し得ると。だから、これは地位協定の七条の問
題にしろ地位協定の二十四条の問題にしろ、その
時の状況によってアメリカ側の要求があればそ
れをさらに拡大して金をも支出することができ
る。そういうふうな条約や協定に対する、極めて
私はきつこうなばいいかげんとまで言いた
いんです。本當に自主性を持ってやるならばそ
うふうな態度をとるべきではない、自主性のある
外交姿勢を私はとるべきだということを指摘し
たいわけですが、最後に御意見があればお聞きし
ましょう。

○國務大臣(池田行彦君) 意見というよりも事実
を明確に申し上げておきます。
条約や協定をきちんと正確にやらなくちゃいけ

ない、そのとおりでございますが、私ども、今回
安保条約もあるいは地位協定も何ら変更をしてお
りません。そのことを明確に申し上げておきま
す。

そして、アジア太平洋地域という概念は、先
ほから申しますように、委員しばしば条約の適用
の範囲とかおっしゃいますが、適用だなどという
そういう観点から申し上げているわけじゃない
ません。日米の強固な結びつき、そして安全を
守っていくというそういう体制というものが作
用としてその地域の安定に寄与している、そう
いうふうな観点からとらえているんだと申し上げ
ているわけでございます。条約や協定の変更を来
すものではないというのを申し上げさせて
いただきます。

○立木洋君 一言だけ。

きょう防衛庁の方に来ていただいたんですけ
れども、御承知のような大臣とのやりとりが非常
に長くなりましたので、防衛庁の方に質問するこ
とができなくて、どうも申しわけありませんで
した。次の機会にまたお願いしたいと思います。
それから、大臣についても、これで終わったわ
けではありません。あなた、安心なさらないで、
今後やはり理論武装をしておいてください。
終わります。

○武田邦太郎君 また例によって平和論ですが、
前の河野外務大臣のころ、余り同じような平和論
をやるものだから気がとがめまして、大臣のお耳
にたができませんかと聞いたたら、まだできてい
ないということでしたけれども、池田外務大臣も
お耳にたがができるようなことがあるかもしれま
せん。私が繰り返して同じことを言うかもしれま
せんが、それよりも委員の先生方がもっと長いこ
と聞かれるわけですから。

二十世紀末から二十一世紀の初めにかけて、一
体世界はどういうふうになるのか。今のままで
ずっと推移するはずはありません。仮に二十年後
はどうなっているだろうか、こういうことを考
えますと、では二十年を振り返って、二十年前に

我々が現状を見通し得たかという、全く見通し
得ていないわけですね。例えば、中国からインド
にかけてのうづぜんたる高度経済成長などは二十
年前は全く我々の頭に上っていませんでした。

でありますから、我々は何と申して間違いない
の将来展望を立てて、国の政策あるいは世界政
策、国内の政策もそうでありますけれども、何と
かしてそういうものを求めたい、こういうこと
で、やれやれと我々は目の前の事実を束縛され
て先のことが見えなくなるということで、今まで
どれだけそういう過ちを繰り返したかわからぬ
くらいであります。そういう意味で、ただ先を見通
すというふうなことじゃなくて、歴史の法則とい
いますかあるいは歴史観といいますが、それとい
うので歴史の羅針盤にしたいと思ひまして、
それを援用して申し上げたこともあります。

そういうふうな見方で見ますと、現在の地球上
の国際的な政治の段階は国家連合時代と大ざっぱ
に言っていると思うんです。大体第一次大戦くら
いまでは国家主義全盛です。それから八十年
たって今日があるわけでありまして、真っ先に行
ったのはEU、それからはっきりしたのがASEAN
それからAPEC、NAFTA。ロシアも恐ら
く国家連合形態になっていくのではないかと。南ア
メリカも国家連合の方向を模索するのではない
か。こういうふうな考えますと、今残っているの
はオリエンタルとアフリカだけですが、でもアフリ
カもどうやら国家連合形態の萌芽が見えるかと、
こういう形になっておりました。結局国家主義の
方向に逆行することはまず絶対にあり得ない。

それから先はどうなるのかと言へば、やはり国
家連合時代は今後永遠に続くわけはありませんか
ら、そうとなれば、やはり世界が一つになって、
トインビー氏とか石原莞爾氏が言われたように国
家対立のない、世界が一体化する方向だろうと。
これは現在ではちょっと空想に類する理想論のよ
うに聞こえますけれども、人類の歴史を国際政治

の見地から見れば、国家主義全盛時代から国家連
合時代に入って、地球上はほぼ国家連合に覆われ
ようとしている。その先でありますから、恐らく
そういうふうなことがごく常識的に言っても間違
いない方向ではないだろうか。

現に我々の実生活を見ても、情報は瞬時に
世界じゅうを駆け回る。最近では若い人はイン
ターネットを使って、もう個人的にも世界情報を
駆使する。超音速の旅客機が一般化すれば、これ
はもう大抵のところへ世界旅行が日帰りになっ
てしまふ。こういう状況を一つの文明段階の先駆
として見れば、これは一つになるという事はほぼ
間違いないですね。それにもかかわらず、我々
は一つになるという前途を展望しないで現状にと
らわれて、後から顧みれば、我々にとつての太平
洋戦争みたいな痛恨おくあたわらない行動を今なお
日本だけでなくて全人類がやっておるのではない
かというふうな心配をするわけでありまして、
二十年といひましても、文明の進歩が加速しま
すから恐らく過去五十年、日本が戦争に負けたこ
ろから今日までぐらいの地球上の激変を今後二十
年ぐらいにはやるのではないかともしやないこと
はないわけですね。そういう激変期を今我々は生き
ているわけでありまして、それほどの激し
い変化を我々は身をもって感じません。

この前、小委員会が参考人になっておいでに
なつた東京大学の先生が、中国と台湾の間のこと
を、経済は一つ、心は離れると。まことにうまい
ことをおっしゃって私も感心したのでありますけ
れども、これは眼前のことなんです。今見れ
ば、中国と台湾が一つになるとはまず百人が百人
思いがたいでありまして、今申しました
ような歴史の流れを展望すれば、台湾海峡は平
和の海になることはもう間違いないし、こう断定を
下してもその論理の展望に立てば間違いないと思
われます。そういう展望に立つて我々は中国、台
湾を見、中国、台湾の間に立ちつつあるかとい
うと、必ずしもそうではないんですね。そういうこ
とをひとつづつにふりかへてお考え。

○国務大臣(池田行彦) いつもながら武田委員には高邁な、また洞察力に富んだ見解をお示しいただきまして、私のような非才の者はなかなかついていけないところがあるわけでございます。

しかし、確かに現在、情報の世界はもとよりでございますが、経済面その他あらゆる人間活動におきまして国境を越えた、あるいは世界を一体にしたような面がずっと広く、また急速に進んでいるのはお説のとおりだと思います。そういった意味合いにおきましては、いわゆる国際政治の一つの単位である国家なんというものはどういふふうに変わっていくかということも当然我々は考えていかなければならないことだと思います。しかし、それにいたしまして、今おっしゃいましたような世界が一つの国になる、一つになるといったことが空想から理想へ、そして現実へとなるにはまだまだ時間がかかるんじゃないかと私は思います。

それから、今、国家連合の時代に入ったと言われましたけれども、これも今例を挙げられました例えはE.U.なんかにつきましては、いろいろな人間活動のかんりの部分が統合されていったりしていると思いますけれども、それでもその中でいゆる主権国家というものが今おっしゃいましたようなせいぜい二十年ぐらいのうちに完全に消えてなくなるといことが果たして確実に見通せるかどうかという、またいろいろな見方があるんだと思います。

ましてや、オリエントやアフリカでもとおっしゃいましたけれども、そういうところではやはり地理的ないろいろな連帯とか共同というのは進んでいくでございましょうけれども、しかしそういった国家連合というものが中心になって世の中が動くという時代が本当にそうそう急に来るのかなと、そういう気もいたします。しかし、そういった連帯が強まってくるんだというところは当然頭に置きながら、そういった中で我が国は一体どういふふうな対応をするかという観点から考えてまいらなさいいけないと思います。

そして、最後の方で中国と台湾の関係についておっしゃいました。これにつきましては、私どもの立場というものは、もう申すまでもなく両当事者の間での平和的な話し合いによって問題が解決されることを期待する、そういう立場でございませう。将来一つになることが考えられないように思いますが、それでもない、実現可能性がかなりあるよという武田委員の御見解でございませう。それは、私はあながちとつびなものだとか圧倒的な少数説であるとは思っておりません。今、台湾のように経済の発展を実現し、そして生活の向上も実現した、そして政治あるいは社会の面でもいろいろ民主的な制度が定着する等の動きがございませう。

一方において、中華人民共和国はどうかと申しますと、いろいろな見方はございませう、人権問題その他で厳しい見方もございませうけれども、少なくとも経済的には着実に伸びているというのは事実でございませう。そういったものを踏まえまして、社会あるいは政治の面でもかなりの変化が進んでおるし、将来も刮目して見るべきものがあると思っております。最後に委員のおっしゃいましたことは、私はあながち現実的なものじゃないといって退けるということはいたさないつもりでございませう。

○武田邦太郎君 半分くらい一致したようです。

実は河野大臣とも、日本とアメリカが対等の親友になるべきだというのが一つ、もう一つは武力では本当の平和は実現しないということが一つ、この二つは完全に一致したんですね。それから先は一致しないままおやめになりましたが、池田大臣とはもっと踏み込んで一致したいと思っております。

例えば、日本が完全に一体化する明治維新、その前とはかく二百何十の小国家があったわけですね。主権を持ち、人民があり、領土を持ち、税金を取り立て、軍隊を持った小国家ですね。これを今日の世界と比べるとはやや民族という問題の飛躍はありますけれども、しかしそこには非常に

共通した政治発展論理があると思うんです。でありますから、明治維新ほどではないにしても政治的分裂状況がだんだん解消していくということはば間違いないと思います。

そこで、その方向が間違いないとすれば、例えば中国の中で中国の本土と台湾があいふふうになつたならば、ああいう空母を使って、あれは一応成功したと言えるのでしょうか。ああいうやり方よりも、日本とアメリカとが両者の間に立つて、本当に平和的に航空母艦の圧力なしに、モラルと英知によって仲よくすることを説得できないのか。これもちょっと一致しないでしょうか。それはとりあえずいいでしょう。私なんかは間もなく死ぬでしょうが、大臣が生きておられる間に世界一体化を経験することは間違いないと、こう思っております。

それで、宮沢賢治氏は、東にけんかする人がおれば行つてつまらぬからやめろと言いと、こういって非常に人口に膾炙しているわけですが、アメリカは一番影響力を持つ国でありますし、幸いにして五十年前と全く一変して一応仲よくなったというふうな格好になっておりますので、どうせやるなら二つの国がそういう平和的な国際紛争解決のトップに立つ、その中で大臣が堂々たる役割を果たされることをお願いします。

以上です。

○椎名素夫君 私も平和論なんです、大先生のような将来に余りみんな仲よしということにはならないだろうというふうな基本的な思っておるところから始めさせていただきます。

今度の日米首脳会談というのは、まだまだ宿題がたくさん残っているけれども、私は基本的に評価すべきだと思っております。日米同盟という言葉を使いますね。しかし、昔から国際関係をどうするかという話の中で、究極的には今おっしゃったような世界国家みたいな話になるのかもしれないけれども、その一つ手前のある程度の理想的な段階として、ウィルソンが第一次世界大戦の後唱道をして、とにかく国際関係に法秩序を持ち込

もう一つということで国際連盟つくりましたけれども、これは失敗したと言っているんでしょね。それから、第二次大戦が終わって、いろいろと前の教訓に学びながらだと思っておりますが、国際連合というのがまたで上がった。

それで、日本は国際連合中心外交ということをもっと高らかにうたつてきましたが、しかし実際は、平和の維持それから国防ということについて言えば、国防の基本方針というのがあります。あれで最初のところは要するに国連だと書いてあるんですが、四条ありまして、一番おしまいのところに国連が本当に平和維持の機能を発揮できるまでは日米安保だと、こう書いてある。結局のところ、いまだに日米安保だということになって、しかもその意義をさらに強調したということからいうと、第一項に書いてあることは五十年近くたつてもまだだめだという話なんだろうと思っております。

現実には冷戦中は平和維持機能というのは冷凍庫に入つたような格好になっていた。そしてまた、終わつてみても、依然として本当の意味での平和維持機能を世界じゅうに及ぼすということまではどうもいえない。これも、こういう国際的な全世界を覆うような平和維持のインスティテュションをつくるという考え方に對して、やっぱりそういうことではなしに、同盟関係の極めて、適切というのがあるかどうか知りませんが、いいバランスがとれた同盟関係というふうなものの方が最終的には頼りになるという考え方と両方あるんだらうと思っております。建前で国連中心主義と言っているのはいいんですが、現実にはずっと日米でやってきた。

一体これからの世界で日本の外交というのはどういふスタンスでやるといふことになるか。その両者のバランスをとってやっていくというふうなことはよく言いますが、バランスといつても一体右足に少し重みをかけるのか左の方にかけるのかというあたりはやっぱりある程度きちっと決めておきまないと、最近の世界は実にいろいろなことが日に日に起こりますから、そのたびに慌てふため

いていかなきやいかぬという話にもなるんじゃないかと思うんですが、そのあたりを大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(池田行彦) 武田委員とはまた違った意味で高邁な、また非常に広範な御議論でございまして、お答えのしようがなかなか難しいのでございまして。

おっしゃるとおり、過去のあれは振り返るのをもうやめにして、今日から将来を見ましたときに、国際連合というものの果たす役割、冷戦終結後、いつとき非常に大きな期待が持たれましたけれども、やはり果たせる役割には限界があるんだと、特に世界の平和なり安全を守っていくという面においても、そういうことが今明らかになっていると思います。

しかしながら、国連そのものの、あるいはリージョナルないろいろな仕組みとの連携をとりながら、役割というものを切り捨てるわけにはいかぬと思います。ただ、一方において現実的な視点に立ちますと、やはり委員御指摘のように、日米間の同盟関係のようなそれぞれの主権国家間の提携というものが大切だというのはそのとおりだと思います。

日本を考えました場合には、やはり米国との関係をどうするか、それから中国も含めてでございましてけれどもアジアとの関係をどうするか、そういったところを中心にして、まずバイラテラルといいたところか、国家同士の関係というのをしっかり固めることが私は大切だと思っています。

それは何といたしまして、今いろいろなあらゆる面で一つの政治的な主体としてすべての権能を持つて残念ながら、残念ながらというのには、理想を高く掲げる立場に立てば残念ながら国際的な機関ではなくて一応国民国家であるわけでございますから、その間の連携あるいは同盟と言ってもよろしいございましょう、それを大切にしないといけない。そして、特に日本とか米国のいろいろな面で大きな力あるいは影響力を持つ国の提携のぐあい、そしてそれが国連のような

国際機関をどういうふうに見、それをどういうふうに使え、あるいは場合によっては軽んじていくかというところが国際的な仕組みの機能というものにも大きな影響を与えていくんだと思います。

そういった意味では、私は現時点に立って将来を見据えるのならば、両方のバランスということに言うならば、まず我が国と大きなかわりがあるいは利害を共通にする国との間の協力関係というものをしっかりとしていく。しかも、その中心はやっぱりアメリカじゃないかと思えます。そして、その上で日米で共同しながら国連等の役割というものを、それがふさわしい分野においてはこれまで以上に十全に働くように力を尽くしていくという言い方かなと、こんな気がしております。

お答えになりますか。

○椎名素夫君 いえ、大変結構なお答えでございまして。

それで、日米、日米という、そんな疑り固まった話じゃなしに、やっぱり多角的な安全保障の枠組みをつくってそっちの方に移るべきだというふうな話がよくあります。あれはどうなんでしょうね。今までの歴史では少なくとも余り成功した話というのはないんだと思うんですね。

OSCEですか、前はCSCCと言ったあのあたりがよかったと、こういう話ですが、ああいうたくさんさんの国が集まって、そして安全保障の問題を話し合おうというときには、全員がとにかいくいざこざを起すのはもう絶対やめようじゃないかというふうなことに基礎的な合意がないとなかなかうまくいかないだろうと思うんです。それがどうもアジアではまだないような気がするんです。

しかし、やれと言おう方は随分たくさんおられますけれども、もしアジアで多角的な安全保障の枠組みというのがでけるとしたら、どういう条件になると一体できるんでしょうね。

○国務大臣(池田行彦) それ文字どおり日本も含めてアジアの諸国の抱えている悩みでもあるんだと思います。

多角的なシステムがどうかという、その有効性云々ということでもございすけれども、ヨーロッパの場合には、例えばNATOなんというのは今アジアで言われているような多角的な枠組みというものは、質的に全く違うと思えますね、もっと実力を備えたものがつちりしたものでございまして。

今アジアで考えられているのは、例えばASEAN地域フォーラムのようにまず対話の場ということでもございすから、これは今もう大分回を深めてまいりましたから大分妥協が出てなくちゃいけないのでございすけれども、今の段階では、お互いに話をし、情報を交換し対話をしている中で無用なお互いの猜疑心とか誤解というものを避けていると、そして信頼関係がぐくみ上げられていく。現段階ではまだそこにとどまっているんじゃないかと思えます。この枠組みが主体になってこの平和を維持するために何か積極的な役割を果たせるという段階にはまだ至っていないんだと思います。で、得るならばそういうふうな役割を果たせるような日が来ることを期待しますけれども、今の段階ではそんなところじゃないかと思っております。

○椎名素夫君 どこかにやっぱり力がないというふうのはうまくいかないというのが一つあると思うんですが、さっき言いましたようなことで言うと、我々が今、何も差し迫った脅威と言っているわけじゃないけれども、ある場合には差し迫るのかな、朝鮮半島なんというのがあります、それからもう一つ挙げられるのは台湾海峡というのがあります。

例えば台湾海峡の例をとってみると、あそこで軍事紛争が起こると困るとみんな言っているわけですが、ですから、リージョナルフォーラムあたりでも話がでないかとみんな内心思っているんだけれども、中国が、あれは国内問題であって、あなた方が口出すことじゃないというふうな話で、一番肝心な、危ないかもしれないところの話ができないということが続くと、会議というのは

結構楽しいものですからいいですけども、何遍も会って話をし、ああ、いい会議だった、また来年やろうというふうなことはあっても、なかなかそこそこがうまいかない。そのあたりを日本は一体どういうふうにかえればいいんでしょうね。

○国務大臣(池田行彦) おっしゃるとおりに對話はあるけれども、具体的、積極的な役割は確かなかなか出てこないと思えます。ウィーン会議以上に会議は踊る、されど、そういう感じがあるのでございまして。

それにいたしましても、先ほど申しましたように、まず對話をしている中で誤解とかあるいは猜疑心を避ける、そういうことを通じての信頼関係の醸成というのには着実に進んでいると思えます。ですので、そういった中からもう少しきちんとした仕組みというものができないだろうか。それは多国籍間の仕組みとして実力を持つたところとはちょっと近い将来考えられませんが、そういうことはできないわけではございませんけれども、そういった場でのいろいろな話をしている中で、もし何か危ないことがあったら相互に通報していくとか予防措置をとっていくといったような仕組みなんというところも考えられないではないであります。

そしてなお、例えば台湾海峡の話なんかで国内問題と言われるから話がでない。それは確かにあるんですけども、しかし、そういったことがやはりこういったフォーラムなんかでだんだん取り上げられるような雰囲気が出てくることを期待したいと思えます。

現実には私も、これはもう多国籍じゃありません、文字どおり中国の外務大臣と話をする場合にも、国内問題と言われましたから、それはそうかもしれないけれども、しかしあそこがこれまでかなり長期間にわたって安定しておったということが、あそこが関係が穏やかであったということが日本も含めて周りの世界の平和につながっていったんだと、その裏返しというのでやはり国

際的な関心を持たざるを得ないんですよということとを率直に申し上げたわけでございますけれども、そういったこともできるようなフォーラムがだんだんできてくればいいと思います。

○権名素夫君 時間がなくなりましたのでこれでやめます。またそのうち続きをやらせてもらいます。

○国務大臣(池田行彦君) 済みません。生徒のそ

きが悪いものですから。
○佐藤道夫君 最後になりました。私から二、三尋ねさせていただきます。今まで高遠な議論が続いた後で、現実的な技術的な問題で大変恐縮ですけれども、しばらくおつき合ください。

実は、私、四月二十二日に行われました与野党の党首会談での橋本総理の発言を最初に取り上げさせていただきます。

あそこで橋本総理は、当面の極東有事問題の扱いに關連いたしまして、憲法の枠内での研究を地道に続けていきたい、憲法議論をする考えはないし、すべきでないということを発表したようでございます。

一体に、政治、行政、外交あるいは経済、法律等の討論をする場合に、枠をはめるとかタブーを設けるというのはこれは古いタイプの考え方だろうと思うんです。五五年体制下においては憲法問題に触れるのが大変なタブーのようになっておりました。考えてみれば、橋本さんは五五年体制下で育ってきた政治家ですから、憲法問題と何と何かも身構えてしまふ、身震いがしてきてこれはさわらない方がいいと、こういう思いがあるのかもしれない。

憲法の九十九条、御案内と思いますが、公務員の憲法の遵守、擁護義務を定めております。あの規定を実は五五年体制下で大変に活用されてきて、公務員である国務大臣が憲法改正について考へたり発言したりするのは憲法違反であるという議論がございまして、哀れ、首になつた大臣もいたようでございます。しかしいざししろ、もう時代が変わってそういうことではなく

なってきたわけです。

民主主義というのは、だれでもが自由にもう問題があればどんな発言をしようと、それが本下の民主主義だろうと思うんです。こういう御時世下には、何か恐る恐るおっかなびっくり憲法に枠をはめてチェックをしてしまつて、その内側で議論していかうというこそくな態度はとるべきではないというふうには私は思います。

今の外務大臣は当選回数は大分多いようですけれども、当然二十一世紀を見越して政治を指導していく方だと思ひます。こういう今の総理の考え方についてどうお考えになるのか、それとまた御自分の憲法議論についての基本的な姿勢を示していただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(池田行彦君) ただいま佐藤委員のおっしゃいましたことに異論を唱へるつもりはございません。

ただ、橋本総理の憲法の枠内で考える、あるいは憲法問題、例えば集団的自衛権の問題等について今議論をする必要はないという発言も意味するところはこういうことであると私は考えます。つまり、国民の間であるいは政治の場で広くいろいろな議論が行われることは、それは何ら問題があるわけでもないし、とめなくちゃいけないという話でもない。

しかし、現在の政府、橋本政権としてどう考えるかといった場合に、これは今、現在の憲法をどうこうしようということとは考えないのとはもとより、集団的自衛権についての解釈であるとか、あるいは先ほど来御議論がございましたけれども極東の範囲についてのこれまでの考え方というものを考えるとは思ひません。そういった基本的なことは変えようとは思ひません。変えなくてもまだ現在の情勢下で我が国の安全を守っていく、とりわけ米国の間の協力関係をきちんとしていく上でやれることは大分あるし、そしてやらなくてはならないことは相当あると。

だから、そういった個別具体論を研究し、また必要な対応をしていくといった場合には、むしろ

この政権として変えるつもりのない大枠の話には、触れないで考えた方が物事が進みやすい、そういうふうな趣旨での御発言だろうと、こう思っております。

○佐藤道夫君 いまじくも今集団的自衛権のお話が出ましたが、この政府見解が出たのは実はもう二十年、三十年以上前だろうと思ひます。東西冷戦のころで、しかも国内的には自民党、社会党の二大政党の対立時代、保守革新かという時代の話で、もうこういう二十一世紀を間近に控えて、いつまでもこういう見解にしがみついているといふんだらうか。こういう日米関係の新しい時代が生まれようとするときにこそみんな胸襟を開いて新しい時代を見据えて議論をしていく、そういう方向がまた非常に望ましいんじゃないかと。

総理というのは一國の政治を率いていくわけですから、その総理大臣が憲法についてどういう考えを持てているのか、改めるべき点があるとすれば率直に彼の口から述べられてもいいと思ひます。それが議論の手がかりでまた国民も政治に関心を持ってくる一つのきっかけになるんじゃないかという気もしておるわけです。

それはそれといたしまして、次に自衛権の話に入りたいと思ひます。
自衛権というのは、考えてみればこれは國家の存立の基本的な権利だと考えてもいいわけです。憲法によって与えられたり、憲法によって奪われたり、憲法によって制限をかけるられたりするものものじゃないんだらうかと私は思っております。

極めて卑近な言葉ですけども、憲法は國をつくった神様じゃないんです。我々がつくったペーパー、紙なわけですからね。そのペーパーにこだわっていつまでも議論が進展していかないというのは非常におかしいという気がいたします。

例えとして適切かどうかわかりませんが、たとえば、個人の基本的な権利というのはこれは法律で与えられたものではなくて天賦の権利だといふふう

に言われております。その中の一つの正当防衛権、襲われた場合に自分の身を守るというのは、これは別に刑法で与えられた権利じゃないのであって、人間が生きていく上に当然必要なことなんです。

自分一人で身を守れないときには隣の人に、だれかに襲われたらちょっと助けてくれよといふふうな話をしておくと、付近に乱暴者がいっぱいいるとして、隣の人もわかつたわかつた、おれが襲われたらかわりにおまえが助けに来てくれよといふことでお互い約束をし合つて、そしてだれか暴漢が襲ってきた場合にはそれとていうことで二人で身を守るために助け合つて。一人で守れば正当防衛で、二人で守ると法律違反で正当防衛としては認めないと、こんな理論はあり得ないわけですからね。憲法とか法律とかその前の状態としての権利、それが私は防衛権だろうと、自衛権だろうとこういうふうな考えをわけます。

ですから、自衛権に何か二色ありまして、個別の自衛権はこれはいい、しかし集団的自衛権は憲法上は認められない。国際法上は認めるといふふうな何か解釈のようですから、だから自然法的な権利としては認めておられるようだけれども憲法上は認められないと、こう二十年來おっしゃってきいておるんだが、今の憲法九条のどこにそんなことが書いてあるんですかと聞きたいくらいです。

法律というのは、まあ三歳の童子は無理にしても、中学生ぐらいになったら読んでわかるようなものでなければこれは立派な法律と言えないんです。私は何回も法律をつくったことがあるのでよく知っておりますけれどもね。我々がつくるときはなるべく難しくつくろうとするんです、なるべくわからないうちにすな。しかし、それではいけないので、やっぱり中学生が見てもわかるような形であつて初めて本当の法律だろうと思ひます。

そういう目で見ますと、今の憲法九条には、集団的自衛権が違憲だなんていうことをどこから読んでくるのかと。これは外務委員会であつた議論

論をするのがいいのか悪いのか、いずれ機会を改めて総理あるいは内閣法制局長官の見解も聞いてみたいと思っておるんです。いずれにしても、もう率直にお互い胸襟を開いて議論をする時代、時期にきているんじゃないかという気がしてしょうがないんです。

外務大臣は宮澤派だというふうに承っておりますけれども、宮澤さんが四月十九日の産経新聞に寄稿されております。この中で大事なところを読み上げてみますけれども、「集団的自衛権」の行使は違憲だという答弁は、社会党が言うから防衛線を固く敷いてきた。集団的自衛とはどういう行為を言うのか。いままでの解釈を要するのではなく、何がどうして違憲なのかを、これから検討しないといけない。と。彼は頭がいい人ですからこういう持って回った言い方をしておりますけれども、率直に言いますともう集団的自衛権が違憲だという時代ではないんじゃないかということを問題提起しておるんですね、彼が。

それやこれやで、こういうことにつきまして、國務大臣である外務大臣の御見解をちょっとと御披露していただければありがたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) もう法律の神様でございます佐藤委員にその面であれこれ申し上げようと思いません。

それから、宮澤喜一先生のお話ございましたけれども、この席にお身内の方もおいでになりますので言にくい面もあるわけでございますけれども、宮澤先生もそういったいろいろなお考えをお持ちになりながら、しかし御自身が総理として政権をお預かりになっている立場のときには、やはり現実にはその時代はどういうふうに行っているのが最も適当であるかということで対処されたわけだと思えます。そういった御経験もお踏まえになりながら、現時点にあって、そういう日本の将来を考えながらの御発言だというふうに考えております。

橋本政権におきましても、またその中の内閣の一員でございます私にいたしましても、いろいろ

な思ひはございますけれども、現在置かれた立場においてその責めを果たしていくと、こういった観点から考えました場合には、やはり先ほど申しましたような大枠は動かさないという前提で実質的に事を運んでまいりたいと、こう考えておる次第でございます。

○佐藤道夫君 わかりました。

政治というものは大変なまた御苦労もあるわけで、そうストリートに物を言えないことも私もよく承知しておりますが、やはりもう建前と本音を使い分ける時代ではないんだと思うんです。だれでもがわかるような理論を述べて理解していただいて、その理論に沿って政治をしていく、行政をしていくと。

この前もちょっと私取り上げましたけれども、地位協定十七条五項(c)をあのままにしておいて運用の方で賄っていかうという本音と建前を使い分ける行政、これが実は頭のいい大人の証拠なんだと、こういうふうな我々は今まで言われてきたわけですが、これはしよせんはごまかしなわけですね。やはり新しい時代に備えて、地位協定はちょっと問題だといえればそれを敢然とアメリカにぶつけてお互い協議をして改正していくという方向で考えていきたい、そういうところから新しい日米関係も生まれてくるのかなと、こういう感じがしております。

私はゴッドの方じゃなくてペーパーの方でございますから。

以上でございます。答弁は結構でございます。

○委員長(木庭健太郎君) この際、池田外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。池田外務大臣。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど高野委員の御質疑の際に吉田猛氏の旅券の問題についてのお話がございます。その後、事実関係を調べましたところ、御指摘の吉田猛氏に公用旅券を発給したという事実はございませんでした。

以上、御報告させていただきます。

○委員長(木庭健太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外務公務員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(木庭健太郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木庭健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、インドネシアへの原産輸出に対するODA使用反対に関する請願(第一〇三四号)(第一〇四八号)(第一〇九九号)

第一〇三四号 平成八年四月五日受理

インドネシアへの原産輸出に対するODA使用反対に関する請願

請願者 石川県珠洲市上戸町寺社三ノ四一ノ一 浜岸君夫 外十九名

紹介議員 谷本 輝君
この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一〇四八号 平成八年四月八日受理

インドネシアへの原産輸出に対するODA使用反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区五色山六ノ三ノ五ノ三〇三 成田由起 外四十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一〇九九号 平成八年四月十一日受理

インドネシアへの原産輸出に対するODA使用反対に関する請願

請願者 横浜市青葉区荏田町三五三ノ一ノAノ二〇一 西村功 外十九名

紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第四部

外務委員会會議録第八号

平成八年四月二十六日

【参議院】

平成八年五月十三日印刷

平成八年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局